

産業建設常任委員会記録

平成28年12月9日

【開催日】 平成28年12月9日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後3時44分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	長谷川知司
委員	岩本信子	委員	杉本保喜
委員	松尾数則	委員	山田伸幸

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義	副議長	三浦英統
傍聴議員	岡山明	傍聴議員	吉永美子

【執行部出席者】

産業振興部長	芳司修重	産業振興部次長兼農林水産課長	高橋敏明
農林水産課課長補佐	中村景二	農林水産課農林係長	森山喜久
農林水産課主査兼耕地係長	銭谷憲典	建設部長	多田敏明
土木課長	榎坂昌歳	土木課課長補佐	泉本憲之
土木課主査兼河川港湾係長	山崎誠司	都市計画課長	森一哉
都市計画課技監	山本修	都市計画課主査兼都市整備係長	高橋雅彦
都市計画課計画係長	大和毅司	下水道課長	柴田直幸
下水道課技監	森弘健二	山陽水処理センター所長	光井洋一
下水道課管理係長	壹岐雅紀	下水道課管理係主任	中村扶実子
水道事業管理者	岩佐謙三	水道局次長兼総務課長	原田健治
水道局総務課課長補佐兼財政係長	岡秀昭	水道局総務課課長補佐同格兼企画係長	中村浩士
水道局業務課長	伊藤清貴	水道局業務課営業係主任	矢田創
水道局工務課長	伊東修一	水道局浄水課長	西山洋治
水道局浄水課技監	山本敏之	水道局浄水課主幹	宮地浩
農業委員会事務局長	阿武恒美	農業委員会事務局次長	幡生隆太郎

【事務局出席者】

局 長	中 村 聡	庶務調査係主任主事	梅 野 貴 裕
-----	-------	-----------	---------

【審査事項】

- 1 議案第126号 山陽小野田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について（農業委員会）
- 2 議案第106号 平成28年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）について（農林水産課）
- 3 議案第107号 平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について（下水道課）
- 4 議案第108号 平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について（下水道課）
- 5 議案第124号 山陽小野田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について（土木課）
- 6 議案第102号 平成28年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について（都市計画課）
- 7 所管事務調査 厚狭駅南部地区まちづくり基本計画（案）について（都市計画課）
- 8 議案第127号 山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について（水道局）
- 9 閉会中の継続調査事項について

午前9時開会

中村博行委員長 おはようございます。それでは産業建設常任委員会を開催したいと思います。

芳司産業振興部長 おはようございます。審査が始まります前に一言、去る12月4日、先日の日曜日なのですが、第7回の農林水産まつりを開催さ

せていただきました。開催に当たりましては委員会のほうからも御指摘をいただいております周知の徹底ということで、今回市内のスーパー、コンビニ等々にもチラシ等の掲示をお願いして万全の準備をしたところなのですが、当日だけあいにくの雨ということで、若干残念な結果にはなりました。それでも主催者発表では一応1,500名ということで、お昼はちょっと減るのですが、最後の餅まきに向けてたくさんの人に来ていただけたと思っております。今後も来年度以降につきましてもJA等々と協力をしながら農林水産の振興に向けて、また頑張ってもらいたいと思います。本当にありがとうございました。

中村博行委員長 農林水産まつりは市の重要な農林水産業の発信の場でもありますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは審査の内容に入っいていこうと思ひます。審査番号1番、議案第126号山陽小野田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について執行部のほうより説明を求めます。

阿武農業委員会事務局長 それでは、議案第126号山陽小野田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について御説明申し上げます。この条例は先に国において農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日に施行されましたが、この改正農業委員会法の第8条第2項及び第18条第2項の規定により定めるもので、本則第2条において農業委員の定数を14人とし、次の第3条において農地利用最適化推進委員の定数を同じく14人とするものでございます。また、附則において「施行期日」及び「山陽小野田市農業委員会の選挙による委員定数条例の廃止」を規定するとともに「山陽小野田市報酬及び費用弁償支給条例」の一部を改正するものでございます。本日は資料をお配りしておりますので、資料に沿って御説明いたします。参考資料の1ページ目を御覧ください。このたびの農業委員会改革について概要をまとめたものでございます。最初に、農業委員会等に関する法律が改正されましたが、この改正の目的については農業委員会の主たる目

的の一つである、農地利用の最適化をよりよく果たせるようにするものでございます。農地利用の最適化とは、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消及び新規参入の促進のことでございます。改正の内容でございます。一つ目は農業委員会業務の重点化であります。これまでの農業委員会の主な業務は、農地法その他の法令により権限に属させた事項の処理が中心でございましたが、これに加えて農業委員会の必須業務として農地利用の最適化の業務が位置付けられました。二つ目でございます。農業委員の選出方法の変更です。これまで農業委員は公選制を採用して選出してまいりましたが、次期農業委員からは市議会の同意を要件とする市長任命制に変更されます。三つ目です。農地利用最適化推進委員の新設です。農業委員とは別に割り当てられた区域において農地利用の最適化を推進するため、農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱します。次に農業委員と農地利用最適化推進委員の関係ですが、農業委員は総会に出席して審議し意思決定を行います。一方、農地利用最適化推進委員は担当地区において現場の活動を行います。ただし、双方は農地利用の最適化においてしっかりと連携して取組を行うこととされております。2ページ目になります。左側の上段に今回の改正の伴う本市農業委員会の主な変更点を挙げております。改正前の農業委員会の数は25人です。このたびの改正で農業委員の定数を14人、加えて農地利用最適化推進委員の定数を14人とし、合計で28人となり、改正前より3人の増員となります。続いて右側の上の表、こちらでございしますが、この定数の根拠ですが、農業委員につきましては、農業委員会等に関する法律施行令第5条に定数の基準が定められております。本市の場合は農業者数が923人、したがって1,100人以下となりますので、遊休農地率、農地集積率のいずれもが国が示した基準に到達していませんので定数の上限が14人となります。次に右側の下の表でございます。農地利用最適化推進委員につきましては、同法施行令第8条の規定によりまして定数の基準が定められています。基準では農地面積のヘクタール数を100で除して得た数以下であることとされておりまして、本市の場合は農地面積が1,440haであることから

15人以下となり、農業委員と同数の14人といたしました。なお、担当区域につきましては別添のとおり参考を付けさせていただいております。ただいま申し上げましたように農業委員と農地利用最適化推進委員を同数にした理由ですが、農地利用の最適化の推進を図る上から、農業委員にも担当地区を振り分け、双方がしっかりと連携して現場活動が行われるようにするためでございます。次に、農地利用最適化推進委員の報酬の額につきましては、農業委員と同額の3万3,000円としますが、農業委員と同様に現在10%カットが適用されておりますので、こちらも10%カットを適用してまいります。なお、今後のスケジュールでございますが、2ページの左の下の表に掲げております。2月にはそれぞれ委員について推薦、募集、公募でございますけれどもこちらを行い、6月の市議会定例会において農業委員の同意について人事案件を提案し、議決をいただいた上で、7月20日に市長が任命することとなり、また、農地利用最適化推進委員については、7月20日からの新しい農業委員会が委嘱することとなります。御承知のとおり、農家の高齢化や後継者の問題が深刻化する中、農地中間管理機構などを通して農地の利用集積を進め、もってこれらの諸問題の解決とこれからの農業経営の安定化を図るため、国において様々な農業改革が行われています。このたび農業委員会改革もその一つであり、本条例の制定について御理解をいただきますよう、よろしくお願いたします。説明は以上でございます。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、委員のほうより質問。

杉本保喜委員 まずこの改正法が出たのが今年の4月1日に施行するようになったと。インターネット開くと早いところというか、大体平均して11月に既に推薦募集に入っているところがあるわけですね。ところがうちはこの予定では2月。この遅れた理由は何なのかを教えてください。

阿武農業委員会事務局長 農業委員につきましては、それぞれ各市町で任期が違っております。ほとんどの場合、私どもと同じような平成29年7月

19日までの任期の市町につきましては、基本的にこの12月の定例で定数及び報酬について出すように各市町とも連携といたしますか、連絡を取りながらやっている状況でございます。

杉本保喜委員 任期の都合によって今回に至ったと捉えていいですか。

阿武農業委員会事務局長 その任期に7月の私どもでしたら19日でございますので、それから遡って人事案件を6月の定例でかけてというところから12月、今回の条例と報酬条例の改正ということで2月募集を掛けています。ただ、先ほど申しました各市町で12月にほとんどかけるのですが、1月募集というところも中にはございます。私どもは準備をして2月からおおむね1か月の間で募集をしていこうと考えております。

杉本保喜委員 役員の任期の都合というのはそれで理解するとして、この定数条例はもう少し早くやってもよかったのではないかと思うのですが、例えば9月議会にかけてもよかったのではないかと思うのですが、その辺りは事務上の遅れる理由が何かあったのですか。

幡生農業委員会事務局次長 今、局長が申しましたように、山口県は圧倒的に7月19日の任期のところが多いです。我々も農業委員会で担当者会議など事務局長会議などもやっていて、その中でずっと今まで協議をしてきました。募集とか募集後の任命等のスケジュールを考えたら、どこも12月が妥当であろうということで、決して遅れたわけではないです。ただ、防府市がちょっと早く、これは逆に早くやられたところもございます。インターネットなどで見ると福岡市など9月末が来年任期のところは、これは既に条例案をかけてこの11月に募集をしているようなところもありますけれども、今、山口県としてはそういう流れの中で12月に定数条例などをかけて1月か2月に募集をして、6月に同意案件を出して7月20日に任命するという流れになっております。だから決して遅れたというわけではございません。

杉本保喜委員 私が気にしているのは、全国平均よりも低いですね。つまりこの農地の集積率、これも26.3%で遊休地は5.36%、そういう環境の中であって、今まで定員25人であったところを今度は推進部含めて合計28名の人数を獲得しなきゃいけないということになるのだけれど、その辺りに募集を掛けてこれがいわゆる競争できるぐらいに多くの方が来られるのかという思いがあって、その辺のところ見ながらちょっと遅れたのかという思いがあったのですが、その辺り現状と今回の先をどのように捉えているか教えていただきたいと思います。

阿武農業委員会事務局長 今、申されましたように募集を掛けても実際出てこない、いわゆる定数が割れているという状況も一部私どもも聞いております。募集に関しましては一応2月からの募集で30日間としておりますが、万が一募集に定数足りないときにつきましては、4月ぐらいまで追加募集ができる期間をとりあえず今、設けるようにしております。どんどん出てきてもらいたいのが私どもの本音ですけれども、公職選挙法から外れましたので、PRの活動については十分できるわけですから、各農業委員、現行の農業委員が25名おりますので、その中で地元あるいは認定農業者等々でPRをしていって、できるだけ定数を上回るようにというような気持ちでおります。ちょっと今触れましたけれども、今回の改正につきましては認定農業者が過半以上、いわゆる14人の中で過半数以上が認定農業者でないといけないという縛りがあります。それと中立委員といたしまして行政書士あるいは司法書士等が1名中に入っていくということ、それともう一つの縛りは若い人たちを入れなさいと、それと女性も入れてくださいというような国の指導がありますので、それ辺りを勘案して、特に女性については私どもも団体辺りからいろいろなお話聞いておりますので、積極的に登用できるようにという考えは持っております。

岩本信子委員 私、初めてですけれど、まず改正されて農業委員というのが今

までこの言われる二つの業務を必死にやっていたわけですよ。なぜこのように農地利用最適化推進委員と農業委員に分かれたのですか。法律の改正とは言われましたけど、何か理由があるのではないかと思うのですが、ちょっとその辺をお聞きしたいのですが、なぜこの業務が、一つでやっていたのが二つに分かれたのかという、その法律の改正点の問題点はどこにあったのかをお聞きしたい。

幡生農業委員会事務局次長　今まで農業委員のほうで、農業委員会は月に1回総会をやって、農地の権利移動とか農地転用とかそういうのを審査して、決定して許可を出すという業務がありました。そのほかにも地域においてあるいは今年から農業を辞められた人がいたらそういうところに行って、担い手の方に貸したりされないですかというようなこともやっておられました。ところが今、さっきも話しましたように、非常に国はそういう担い手にそういう農地を集積するというのを、8割を目指しておるところなのです。今、国のほうは。今まだ3割、どこの市町もかなりそれは低い状況にあって、そういうのを打開するために現場で活動する、現場で主にそういうことを農地のことを知って、それを農地の利用集積に持っていきこうという現場の活動する推進委員を置こうという、国のこれは政策ですけども、そうになりました。ですから農業委員はわがまちの農地の利用の集積率とか遊休農地の回収率とかという指針を作ります。農業委員会のほうでは指針を作って、その指針に基づいて推進委員が現場で活動をしてそういう集積率のアップを図ったり、遊休農地の解消を図ったりするという二段構えの方法で国が目指す8割というのを目指していこうということで大きな改正が図られたということでございます。

岩本信子委員　考え方によっては今までの農業委員がパトロールなどの担い手の仕事がなかなかできてなかったという考え方でもよろしいですか。だから農地最適化の推進委員ができたということですか。今までの農業委員と同じ仕事が二つに分かれていますよね。私にしてみたら同じ報酬を払っていくわけですよ、今までの農業委員。仕事が半分減るのであ

れば、逆にという思いがあります。その辺がちょっと疑問ですから聞いているわけです。その辺はどうですか。今までの農業委員会がそのような実質的に一応あるのだけど、農地のパトロールなどをしてないと言ったらおかしいけど、そう捉えていいですか。

阿武農業委員会事務局長　していないという言い方はちょっと考えにくいかなと思うのですが、実は局次長が申し上げましたようにやはりこれから低い集積をどんどん上げていこうと。今、県に一つあるのですが、農地中間管理機構という組織に農地を持って行って、次の担い手に貸し付けるというような、とにかくレベルを上げていこうというところでこの新しい推進委員を設置して、取り組んでいこうというような形になっておりますので。

岩本信子委員　分かりました。農地利用の最適化の業務と言いますか、先ほども言われましたけど農地のパトロール、現場活動だけではないと思います。業務というのはどうなのですか。例えばここが空いているからこの担い手を探して、そこでこの担い手が決まりましたとか、農業委員会に出すとか、そういう業務内容をちょっと具体的に。農地パトロール等の現場活動だけでは分からないのですが、最適化の業務の具体的な例を上げていただけないでしょうか。

幡生農業委員会事務局次長　まず、日常的には毎月農地パトロールとあって、14地区に分けると言いました。14地区に担当がおるわけです。地区にそれぞれ。それが毎月農地パトロールをしていただく、必要に応じて農家に行って農地相談を受けてもらうというのが一つあります。8月から農地法に基づいて農地利用状況調査というのを、今、山陽小野田市に2万2,000筆農地があるわけですが、一筆ごと調査をしています。実際問題。それをこれからは、担当地区の調査については必ず推進員も立ち合って一筆ごとの調査もしていくわけでございます。それからもう一つ、農地利用状況調査をしたら遊休農地いわゆる耕作放棄地が出てく

るわけです。ですが、その耕作放棄地の所有者に対してこれからどうされますか、この農地どうされますか、という利用意向調査を12月からやっていきます。これも3か月ぐらい掛けてやっていくのですが、それも各担当地区については、調査票を持って遊休農地の所有者のところに行ってもらいます。調査票をまた受け取って帰ってもらうというようなこともしていただきます。それからもう一つは新規参入者です。担い手がいなければ、なかなか休耕田とかをやってもらうことができないので、いろいろその際に農地中間管理機構などと連携して、いろいろ連絡調整した上で担い手も探していってもらうというような業務もしていただこうと思っております。以上が大体の推進委員の業務になります。

岩本信子委員 では、農業委員の仕事というのはここに書いてあるように意思の決定、転用許可と委員会でのそれだけなのですね。農業委員の委員会の仕事というのはどうなのですか。具体的に農業推進委員がすごくやっぱり農地の今から集積率も上げていく、担い手も探す、いろいろなことをされるのですが、農業委員の立場はどうなるのかなと思って。権利の移動、こうこう書いてあるとおりのことだけですか。

阿武農業委員会事務局長 資料のほうには意思決定というところで、総会に出席をして転用の調査あるいは許可ということになりますが、冒頭に申し上げましたように、やはり農地は非常に難しい問題ですので、こちらも農業委員に関しても担当区域を決めて、最適化推進委員と連携をして業務を行っていかうと考えております。

山田伸幸委員 農地転用という大事な役割があるのですが、ここに遊休農地率が山陽小野田市で5.36%となっておりますが、私が見た感じではもっとあるように感じてしまうのですが、この遊休農地率というのはどういう定義としてこの比率が出てきたのか、それをちょっとまず教えてください。

幡生農業委員会事務局次長 遊休農地は農地法の32条の第1項の第1号に規定されておりますけれども、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地ということになっておりますので、つい農地に草が生えていたりする状況はまだ遊休農地とは言わないのです。あるいは雑木とか生えていて容易に農地に戻すことができないような農地を遊休農地ということで、それは利用状況調査の中で判定をしていきます。判定をした結果、今の数字になったわけでございまして、それらのために皆様に対して利用意向調査をするということになります。

山田伸幸委員 例えばそれまではどう見ても雑草にしか見えなかったところが、あるとき突然太陽光発電所になっているという例があるますが、これは完全に農地転用がされた上でそうになっているのでしょうか。

阿武農業委員会事務局長 太陽光発電につきましては一部縛りがありますが、一応そういう申請をして、転用の許可が出たものについてのみ太陽光が設置できます。縛りがありますと言いますが、太陽光発電については第1種農地、いわゆる農地が集団的に集まった土地については農振地域も含めてですけれども許可が出ません。都市計画法に決められました用途地域内の土地あるいは小団地の第2種農地のみが太陽光発電の許可基準になっております。太陽光発電については必ず転用が出てきますので、転用許可後の設置となっております。

山田伸幸委員 それと危惧するのは選考委員会というのがありますよね。幾ら応募してもこの選考委員会ではねられるということが考えられるのですが、この選考委員会というのはどういった人が就任されていくのでしょうか。それで何人ぐらいが当たられるのでしょうか。

阿武農業委員会事務局長 具体化をして規定等は決めておりませんが、私どもの現在の考え方といたしましては、各市町等の例を参考にと考えており

ます。選考委員会の委員ですけれども、総務部長それから市民生活部長それと農業関係担当部長等々、六、七人と農業委員会の事務局長を含めて選考委員会を現在のところは考えております。

山田伸幸委員 ということは事実上行政内部ですとなると市に対してそれまでクレームを付けてきたり、いろいろなところでもめ事があったりしたような方はその時点ではねられてしまうおそれまで、ですけど実際には非常にまじめに農業の将来のことも考えて、一生懸命取り組んでおられる方がその時点ではねられるようなおそれも出てくるのではないかと思いますのですが、公平性を保っていくということが私は一番大切なことだと思うのですが、そういった意味で外部委員などもその中に入れていくべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

阿武農業委員会事務局長 おっしゃるとおり公平性というのは必ず保っていかないといけないと思っております。活動履歴等の審査を十分に行うものと考えておりますが、先ほど現時点でとお話をいたしました。規定等はまだ作っておりませんので、今後その辺は御意見を踏まえて検討させていただきたいと思っております。

山田伸幸委員 もう既にここまできているのですよ。だから例えば募集要綱だとか推薦はどういった人が何名程度推薦するのかとか、推薦と公募を半々にするだとか、そういったことは何も考えられてないということなのでしょうか。いまだに。

阿武農業委員会事務局長 基本的に公募ですので、各団体での動きは私どももときどき耳にしておりますが、いわゆる推薦枠というようなものは決めておりません。考えておりません。

杉本保喜委員 それに関わることだろうと思いますが、今回の新しい改革の中で中立的な立場で公平な判断をすることができる者を1名以上入れると

いう一つの規則、縛りがありますよね。現在の農業委員会の中でこういう立場の人がまず入っているのかどうか。それからもう一つは、今回から一人以上入れなければいけないという中で、これをどのような形で募集を掛けるのか。十把一からげに14人という中にこれを含めてしまうのかどうか。当然これはこういうものを一人必ず入れなさいということですので、別枠で考えられていると思うのですが、その辺りはどのような形でこれを応募させるかというこの手立てを教えてください。

阿武農業委員会事務局長　まず、現農業委員の中に今のような方はいらっしゃいません。それからこれからの募集になりますが、今、国のほうの文書等では行政書士会等々に広くPRをしてくださいという指導がきております。依頼をしてくださいということではなくて、PRをしてそういう方々が公募できるような環境づくりをするというような形で指導を受けております。

岩本信子委員　農業委員のところですけども、今、聞くとこれはまずどこが募集されるのかというのは市のほうで募集されるということでもいいですか。それでまずこれが農業者だけなのか、それとも市民だったら誰でもいいのか、募集されるのに。言われたように行政書士などでもPRはしてくれという言い方されたのですが、この募集を受けるときにどういう方法で、例えば広報紙に農業委員を募集しています、どなたでもできます、農業に関心のある方であれば、という形を取られるのですか。ちょっとその辺を教えていただければ。

幡生農業委員会事務局次長　早速近いうちに募集要綱などを整備したいと思います。予定としては2月の広報紙に募集の広報はしたいと思っております。当然のごとくホームページなどで広くまた募集要綱などを掲載して、募集を広くしていきたいと思っておるところでございます。

岩本信子委員　答えになってないけど。農業者だけなのかと聞いたのですが、

誰でもいいのですか。農業に関心がある、農地に関心があると、多分農業者じゃなくてもたくさんいらっしゃいますよ。そういう方たちが出てみたい、ここでやりたいということもあると思うのですが、そういうことはどうですか。

幡生農業委員会事務局次長 法律上は農業者、農業者が所属する団体その他関係者ということで書いてございますので、その方々から募集を掛けたいと考えております。

岩本信子委員 その他関係者とさっき行政書士の方にはPRというのが国のほうから出ていると言われるのですが（発言する者あり）推進委員のほう。先ほど言われたのは農業委員のほうではないのですか。

阿武農業委員会事務局長 行政書士等につきましては、これは農業委員です。農業委員の縛りの中で認定農業者が過半、それから推進委員が1名、そして女性、若者の登用となります。これが農業委員でございます。

山田伸幸委員 農地利用最適化推進委員で農業委員会が定める区域ごとに推薦、募集とありますが、この推薦を誰がやるのですか。

阿武農業委員会事務局長 推薦につきましては規定等がございませんので、農業関係者の推薦でありますとか、各地域の農事組合あるいは土地改良区等々ございますので、そういう団体からの推薦が考えられます。

山田伸幸委員 ということはそれについての規定もまだ作られてないということなのですか。この農地利用最適化推進委員を決めるに当たるそういう取決めというのはまだ作られていない。とにかく条例案だけが今出てきたということなのではないでしょうか。

阿武農業委員会事務局長 両方の候補者の推薦要綱あるいは要領等につきまし

ては、私のほうで検討をいたしております。

松尾数則委員 定数の問題ですが、農業者数が1, 100人以下というような表現がしてありますが、農業者数というのはどういう定義になっているのでしょうか。

阿武農業委員会事務局長 これにつきましては2015年の農業センサスに基づきました農業者数ということで、現在山陽小野田については923人というような形になっております。

松尾数則委員 昔、農業委員の中には3分の1ほど女性をとというような内規みたいなものがあったような気がしたのですが、今回もやっぱりそういった形の人を、女性も選んでいくようなおつもりなのですか。

阿武農業委員会事務局長 3分の1といたしますのが、男女雇用均等法ですか、そちらのほうで全ての各委員につきましては3分の1を超えるようにというような指導があったように思います。現在も女性農業委員の登用については国からも率等は示されておりませんが、強く女性の登用と言われております。先ほど申しあげました14人の中の縛りがありますので、私ども何人とは限定できませんけれども、できるだけ女性の登用というのは考えておりますし、現在山陽小野田市にあります生活改善実行グループ等々の中でも動きがありまして女性の登用を要望していこうというようなことも伺っております。

杉本保喜委員 先ほどの農業以外の中立的な立場でうんぬんという立場の人ですね。今、農業委員としてということを言われたのですが、その縛りはどこかにあるのですか。この文章を見ると改革の中にこの分が入っているということは、推進委員の中にあってもいいのではないかと思うのですが、その辺りは明確に農業委員でなければならないとうたわれているのでしょうか。

幡生農業委員会事務局次長 その点につきましては、農業委員会等に関する法律の中でそういう委員を設置するように決まっております。規定されております、農業委員の中に。

杉本保喜委員 そうなると、先ほどの返事だと現状ではこういう中立の人はいませんと答えられましたよね。ということはこの規律違反になるのではないですか。

幡生農業委員会事務局次長 4月1日に改正されて、改正の内容です。法律が改正された中にそういう規定が新しくできたということでございます。

山田伸幸委員 これまで25人ということで公選と選任合わせて25人が事実上、今度28人が当たるということになりますよね。この公選のときには立候補がどの程度あったのですか。

阿武農業委員会事務局長 前回の公選の立候補につきましては、定数です。選挙委員20に対して20人の定数どおりでした。あと5人につきましては推薦等もございまして各団体から農協あるいは土地改良区あるいは議会推薦ということで、現在25人で進んでおります。

山田伸幸委員 現在の25人のうち男性、女性は何人なのでしょう。

阿武農業委員会事務局長 女性が3人です。

岩本信子委員 農地の管理というのはどこがされているのですか。農地管理、今ある耕作農地の管理というのは。本当、基本的なところですが、ちょっと分からないから聞きたいのですが。

阿武農業委員会事務局長 土地でございますので、必ず所有者がおります。基

本、所有者が管理していらっしやいます。あと、自分で管理できないからそういう管理する機構、農地中間管理機構というところに預けて、いわゆる法人でありますとか大手農家のほうに権利、いわゆる利用権を設定して利用権を受けた者が耕作、それから管理をしていらっしやいます。

岩本信子委員　そういう管理は分かりますよ。個人の管理。私が言うのは例えば山陽小野田市で農地は何%なければいけないとか、これだけ残しましょうとか、そういうことは一切計画的にはないのですか。そういう管理のこと言っているのですが。耕作農地をいかに守るかというところの辺の法律的なもの、市の中の管理というそういうことを言っているのですが、あるのかないのかをまず教えていただければ。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長　農業振興地域の整備計画というものを農林水産課のほうで作成しております、目指すべき農業の姿あるいは農地の保全、それから農業の振興そういったものを整備計画というものを作って、それは総論的なお話といたしますか、個別具体的なところまではそれぞれの各関係法令等で縛られていくとは思いますが、そういった全体計画というものは整備計画を定めております。

岩本信子委員　その整備計画が本当に機能しているのかというところが知りたいですけどね。結局、今言われたように太陽光発電になったりとか、いろんなことを転用されたりする、農業委員会があつてその転用は、規制はかけていらっしやるとはおっしゃるけれど、でも本当に農業地というのは守っていかなくてはいけないのではないかと思うのですが、だから逆に農地を求めてくる人、若い人、結構農業やろうかという人、たくさん耳にします。農地を求めて来られる方がいらっしやるのです。そういう人たちに農地を提供といたらおかしいけど、貸すとかそういう機構とか機関とかそういうものあるのですか。

中村博行委員長　ちょっと農業政策全般になってくると…（発言する者あり）

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 先ほど農業委員会のほうからも申しておりますが、今回の法改正の中で定められておる担い手の集約、あるいは新規参入という、これは農地法の改革、法の改正の中で大きくうたわれております。また新規参入につきましては先ほどの農地の集約をする中で中間管理機構というお話も出ましたが、そもそもそういった団体で一団としての集約がなかなか難しい箇所、飛び地であるとか一団地となっていない箇所というものは、かなり耕作放棄地に近い状態、あるいは遊休農地化していくというところがございますが、そういったものを推進委員の皆さん方が直接お話を聞いていくと、その団体的なものに集約できなくてもその近辺で耕作されている方を紹介していくという、そういったこともございます。農地につきましては農業をしよう、農地を求められる場合には3,000平米、3反を所有しなければ農地は持てないという縛りもございますので、そういった新規参入の方につきましても今後はこういった農地が空いていますとか、そういった紹介等を農業委員会あるいは農林水産課も連携を取りながらそういった活動ができればと考えております。

岩本信子委員 まずこの報酬の財源を聞きたいのですが、これは交付税か何か措置されているのですか。それとも市の独自の持ち出しなのですか。

幡生農業委員会事務局次長 財源につきましては農業委員会交付金というのが、これが国の交付金ですけれども県を介して交付されます。それから、今年度から本市でいくと来年度予算になってくるのですが、農地利用最適化交付金というのがございます。これも国の交付金でございますが、県を介して入ってくる予定になっております。それぞれ国家予算の中で各県の配分が決まって、また各市町の配分が決まって交付されますので、今、農業委員会交付金は約250万ぐらいですね。農地利用最適化交付金のほうは今ちょっと要望を出しているところであれですけど、これは来年度国の概算要求が130億円ということで、かなりの額が付いてお

ります。合わせてです。ですからそれが農業委員会のそういう活動の財源になっていくということで報酬の財源になっていくということになります。

岩本信子委員 だからこの金額、出される報酬が全部今の交付金で処理されるのですか。それともある程度、市の持ち出しという部分はあるのですか。

幡生農業委員会事務局次長 農業委員会の報酬も含めた全部の経費の中の一部について、今、交付金の措置がありますので、他の一部については市費を入れることとなります。

杉本保喜委員 農地利用最適化推進委員の選考については農業委員会が定める区域ごとに推薦、募集と書いてありますが、これは改革の方向の中の選出方法として公表するとうたっていますよね。これは農業委員会がいつ公表するというのは農業委員会が決めるのでしょうか、行政としてはどの辺りで公表して選任をするかという段階的な考えというのは持っておられるのでしょうか。

幡生農業委員会事務局次長 公募の期間はおおむね1か月となっておりますけれども、推薦とか応募の書面の記載事項のうち、住所を除いてインターネットなどを通じて期間の中間時点において一度公表をします。それから終了後も遅滞なく推薦応募の状況というのを公表するようになっております。

岩本信子委員 確認を取りたいのですが、先ほど農業委員の推薦募集のところで農業者だけなのかと質問しましたら、団体それから農業者その他の関係者とおっしゃいましたけれど、例えば今、この山陽小野田市の中で有機農業をやっている団体とか、団体と言ったらおかしいですけど、そういうグループなどがあつたりします。いろいろ私も何個か知っていますが、それぞれ無農薬を作ろうとかいってやる団体とかその農業、農業と

言いましょうか、やっぺらっしやる方いらっしやいますが、例えばそういう人たちがこの農業委員に応募したいということになると、できるのかどうかということですよ。その他の関係というのが、ちょっと私は関係者というのがよく見えてこないものですから。例えばそういうグループの人たちが農業に関心があって、無農薬をやろうということをやっぺらっしやるグループの人たちがそういう応募ができるのかどうか。ちょっとその辺だけ確認を取りたいのですが、いかがですか。

阿武農業委員会事務局長 法的には可能です。

中村博行委員長 それでは私のほうから。資料3ページの14区です。現在の農業委員25名がどのぐらいの数字で配分、この中に振り分けたらどうなるか分かりますか。25人が現時点で。農業委員25人がこの14区に新たな区割りの中で、現在の25人がどのぐらいの数字で配分されているか、偏りがありはしないかということ今度どのように調整されるかということです。偏りがあった場合は。（発言する者あり）

阿武農業委員会事務局長 ちょっとその数字については今、出しておりませんので。申し訳ありません。

中村博行委員長 偏りが一地区にかなり多いというようなことであれば、また調整は難しいのではなからうかと思うのですが、その辺りのことは既にお考えかとは思いますが、その辺の考えをお願いします。

阿武農業委員会事務局長 現行の委員については第何区の中で、というところは定めておりませんが、ざっと見ますと二人弱ぐらい、一名、二名のところであるのではないかと思います。何度も申し上げますが、あくまでも公募ですので多少の偏りは出てくるだろうと思いますし、私どももそこは覚悟しておりますが、その辺に含めて女性の登用等も全体的を考えながら市域全部で農業委員に関しては募集を掛けて決定をせざるを得な

いのかなと思っております。

山田伸幸委員 今度の推進委員の担当区域というのはこうなるのですが、選考はこの区域からということではないのですね。

阿武農業委員会事務局長 募集に関しましては一応、第何区というところで募集はしますけれども、地域外でも可能ですし、募集に関しては農業委員と併用して募集するというのも可能でございます。

山田伸幸委員 ということはどこかの区で農業委員も推進委員もないという状況がある場合があると考えてよろしいですか。

幡生農業委員会事務局次長 担当区域に推進委員がいないということは駄目なので…（発言する者あり）この図を見ていただいて例えば6区、募集は区ごとにしますが、応募は市内全域の人が対象になってくるので、例えば4区に住んでおられる方が5区の推進委員に応募することもできます。募集の仕方というのは、5区の募集を5区だけの人でやるというわけではございません。

岩本信子委員 担当区域があるのですが、これは今、923人の農業従事者がいらっしゃるということで、これは1区から14区まで分けたらどのぐらい、1区に何人とか、2区に何人とか、そういう表がもしあれば資料として見てみたいのですが、出していただけますでしょうか。

阿武農業委員会事務局長 人数的なものを私どもも把握をしておりません。それについて一応農地の今、黒い線で囲みました面積を全体1,440のうち、この区域については該当の農地がどのぐらいというところでおおむねではありますが、拾った数字がこの数字でございます。

岩本信子委員 農地は拾っていらっしゃるのですが、農業従事者というのは、

923人と出ているのであれば、第1地域で何人いらっしゃるとか、第2で何人いらっしゃるとかということぐらいはつかんでいらっしゃるのでしょ。それがかめていないということなのですか。

中村博行委員長 農業委員の25人が分けていないから、923人はまだ無理やろう。出されていないでしょ。（発言する者あり）

阿武農業委員会事務局長 2015年に農業センサスというのが実施されました。センサスにつきましては各調査表の数字を基に国のほうが出しておりますので、例えば旧市町村単位ぐらいの面積は出ておりますが、任意に作りましたこの区域については学校区でありますとか、地域性でありますとか、大字単位であるとかいうところで区分けをしておりますので、実際そこまでの農業者数はつかんでおりません。

杉本保喜委員 単純に考えると、もともとのベースが100haに対して一人の委員ということになっていますよね。この1区から14区まで面積数は大小あると思うのですが、その中で、今ちょっと言われた中で気掛かりなのは、いわゆる6区の人が8区のほうに希望してもいいと言われましたけれど、もともとの具体的な業務を見たときに地域の人が地域全体の活性化というものをベースに物事を考えてやってくださいねというような業務になっていますよね。そうすると6区の人が8区のほうを見てとやかく言うと阻害される可能性も出てくると思うわけですね。そういうことも踏まえてこの募集を掛けるというのは非常に難しいと思ったのですが、それともう一つは人口比ですよ。100haに対して一人という率になっているけれど実は片方はものすごく広くて、ここも本当は3人ぐらい欲しいというような部分もあると思うわけですよ。そういうところも考慮して選考しなきゃいけないということを見ると、非常に、ただ応募者の中で、あなた、あなたというのは難しいところがあるのですが、その辺りの含みを持って、どのように選考するかというのは非常に難しいと思うのですが、選考委員で一つの哲学というか考え方を統一

しておく必要があると思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

幡生農業委員会事務局次長 選考委員については、いわゆる定数を上回った際に、選考委員会を設けて選考していくということになります。ですから定数あるいは定数以内になった場合はあくまでも法律で定める不適格な要件以外の方についてはその応募とか推薦を尊重して選任をしていくということになりますので、例えば今5区とかの人が6区やりたいという気持ちでやられた場合にはそれを尊重せざるを得ない、法律的にはそうなっておりますから、そういう形で進めていくことになります。

岩本信子委員 さっきから疑問でいけないのですが、923人がどこにいらっしゃるかというのは取れてないということ自体が、農業委員会としてもそういう資料というのは持ってないといけないのではないかな。例えば今言われたように（発言する者あり）隣の区域に、ここに住んでない、でもこっちにいるとかいうのがあるかも分かりませんが、923人という農業従事者をきちんと出されているのであれば、その方がどの地域に住んでいらっしゃるということはデータとしてあるべきだと思うのですが、その辺はどうなっているのですか。

幡生農業委員会事務局次長 農業委員会は農地台帳を全部整備しております。耕作者がどこに住んでいらっしゃるかというのは全部分かりますが、ただその区域ごとにそれを今、振り分けて集計をしていないということでございます。

岩本信子委員 ではこれが今から基本的な区域になってくると思うわけですよ。推進委員が出てきて。現場でいろいろ活躍しなくてはいけない。そうするとやはりきちんとした数字は出てないけど、出せるわけですよ、出そうと思ったら。こういう地域に何人の農事者がいて、ヘクタールは出ていますからね、地籍面積が。というのも、私が言いたいのは集積率を上げなければいけない、農業の担い手を作らなければいけないとか、い

ろいろそういう政策の中でここに農業者が何人いるかが分かってないというのはすごい問題だと思うわけですよ。やっぱり推進委員が今から働かれるのでしょうか。だからせめて、さっきも農地管理の問題もあつたのですが、是非そういう資料を作ってほしいなと要望したいのですが、よろしいですか。

中村博行委員長 その資料は作っていただくということでよろしいですか。

長谷川知司副委員長 このたびのこの担当はあくまでも農地に対して100haということで大体基本としていますね。そこには例えば、よそから来て耕す方も結構いらっしゃいます。だからその地域にそこに何人住んでいるかということは問題ないのではないかと思いますけどね。その農地がきちんと耕作されているかどうか、それが一番大事ですよ。だから農地が大事なのであって、そこに何人住んでいるかということ自体は問題ないのではないかなと思うのですが、そこは農業委員会のほうでそういう考えで進められているのではないですか。

阿武農業委員会事務局長 副委員長おっしゃったとおり、おおむねの面積を勘案して一人当たりこれぐらいの面積でという形で区割りをさせていただきました。あくまでもちょうど100にはなりませんので、地域性あるいは大字、学校区等々で振り分けたものでございます。

岩本信子委員 農業の担い手、担い手とおっしゃるから。やはり例えば4区の57haの中で何人農業をしていらっしゃるのかということは出るでしょ。そこに住んでいるとか、住まないとかじゃなくて、そういうこと言っているわけですよ。だから第2区でこの中で私はどれだけの何人の方が農業に従事していらっしゃるかという、その畑を、田んぼを管理されているかということですよ。だからヘクタールはいいですけど、やっぱり担い手が何人いるかというのが分かってないで、新規担い手を作りましょうとか、集積してから担い手を増やしましょうとか、それは分から

ないのではないですか、逆に。例えば5区に110haある中で何人この農地を作っているのかという、そういう集約です。それはできないのですか。

阿武農業委員会事務局長 担い手のいろいろ御意見が出ましたが、私どもも行政のほうと認定農業者という、いわゆる農業を中心に取り組んでいらっしゃる方については把握をしております。ですから現在個人と法人を含めまして、個人が48、法人が8ですか、56の認定農業者がいます。またこれから担い手として新しい法人もできてくるわけですけれども、この何区何区の今14区の中の担い手いわゆる農業を主にしている分につきましては、すぐこちらのほうで出ますけれども、農家だけをというのはちょっとどうかと。

山田伸幸委員 こういった農業委員と最適化推進委員というのが分離をして、それぞれが活動するということですが、こういった進め方というのは全国的に先進例があって、それに倣ったのかそれとも新たに全く新しい制度としてされているのか、その点いかがでしょうか。

阿武農業委員会事務局長 私どもも非常にとまどいながら国や県の指導を受けながら、進めているわけです。御承知のとおり山口県においては岩国市、それから阿武町がこの4月から新しい制度で農業委員会を運営しております。そのほかの市町については今からでございますので、私どもは基本的に岩国市、阿武町等に相談しながら進めている状況です。

松尾数則委員 いろいろ議論が活発になって、非常にいいことだと思いますし、農業というのは、僕は非常に大事な、これから山陽小野田市にとって大事な職種だと思っていますし、特にその中で農業委員、ほんと大事な要素だと思っていますし、農林大臣に聞きに行くような内容ではないですよ。山陽小野田市だけでしっかりとやらなければいけないと。その中で昔農業委員、先ほど言ったように20名か、選挙で立候補が20名、もっと

あつたような気がします、いつもほとんど選挙がされていない。いろいろな話合いの中で決めていく。それはやっぱり農業にとっていいこととは思えないわけですね。そういう心掛けという言い方もおかしいですが、そういう考え方というのは農業をだんだん駄目にしていくのではないかと考えていますので、今後は要望ですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

中村博行委員長 立候補がない以上どうしようもないところがありますけどね。

杉本保喜委員 今回の担当区域14区分けた。これは前からの農業委員会の中の支部的な存在をベースに分けたのか、それとも14人という数字の中で分けたのか、その辺りはいわゆる既存の区域があつたのをここに表明しているだけということなのか。新たに今回の制度ができたので区割りを明記しましたということなのですが、その辺りはどうなのでしょう。

阿武農業委員会事務局長 この14区に関しましては、従来の区域は参考にしておりません。といいますのが、従来選挙区が20ですからそれを14に落とすとなると、やはりいろんなことも出て、問題も出てくるだろうと思ひますので、14にするためにまず面積関係、それから地域関係、学校区関係、それと今、事業を行つております法人化であるとか、こういうところについては重要視していくという形で区域を分けております。

中村博行委員長 よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切りまして、まず討論ある方。

岩本信子委員 農業が変わっていくということが改正で分かつてきたのですが、これからの農業委員がもっともっと農業に関心のある方が入つていただけるという環境を作っていくというのがこの法律の目的じゃないかと思ひますので、その点を公募とかそういうのをしっかりと今からされるということですので、募集要綱とか入れて、農業に関心のある方が農業委

員に入れるような環境を作ってほしいということで賛成をしたいと思
います。

中村博行委員長 ほかに討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それ
では討論はありませんので、採決に移ります。それでは議案第126号山
陽小野田市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定め
る条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして議案第126号山陽小野田市
農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制
定について可決すべきものと決しました。ちょっと5分ほど休憩しまし
ようかね。1時間たちましたので。それでは5分ほど休憩。

午前10時11分休憩

午前10時19分再開

中村博行委員長 それでは休憩前に続きまして、委員会を続行いたします。そ
れでは日程第2、議案第106号平成28年度山陽小野田市地方卸売市
場事業特別会計補正予算（第1回）について、執行部の説明を求めます。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 それでは平成28年度山陽小野田市地方
卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）について、御説明いたします。
4ページ、5ページを御覧ください。今回の補正は、平成27年度山陽
小野田市地方卸売市場事業特別会計の決算認定に伴う精算によるもので
す。歳入において、2款繰入金、1項一般会計繰入金を14万円減額し、
3款繰越金、1項繰越金を14万円増額するものです。結果、歳入歳出
とも増減はなく、補正後の予算総額は、1,417万円のまま変わりあ

りません。以上で、説明を終わります。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を求めます。

岩本信子委員 この事業についてですが、山陽小野田市としての方向性はどのように考えてらっしゃるのかだけをお聞きしたいのですが。今から先です。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 市場につきましては、公設の市場ということで安心安全な食の提供、また地産地消の推進というものを念頭におきましてこの市場については今後も継続して進めていく。なおかつと言いますか、多少経営も安定の方向に向かっておりますので、更なる販路の拡大であるとか、あるいは生産者からの多くの品物を入れていただくといったPR活動等も含めて、市場の経営の安定化に向けて更なる努力を進めてまいりたいということであります。

山田伸幸委員 今の説明の中でいろいろなことを考えておられるというのは分かったのですが、市場そのものの活用です。日常的なものがあるかと思うのですが、大変広い敷地を持っているわけで、これはもっと市民も使える市場的な、よそはいろいろ農産物を持ってきて販売する場所としていろいろなところが使われているのですが、是非あのスペースを有効に活用することも必要ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 現在、朝の状況を見ますとかなりの車両の搬入等もございます。といたしますのは仕入れの状況というものも、かなり改善されてきたような状況もございますが、ただ、そうは申しましても市場を経由しない商品等もございますので、そういったものにつきましては、あるいは生産農家であるとか、そういった方々にも可能な限りと言いますか、市場が開放できるような形というものは、その管理をしております中央青果でございますが、そういった市場の卸業者とも協

議をしまいにしたいと思います。

杉本保喜委員 ちょっと話は離れるのですが、先日のまつりというか、あれのときに雨が降ってあちこちで雨漏りがありました。あの辺の修理等はどうのように考えておられるのでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 農林水産課としても承知しております。市場の利用者との協議を持つようにしておるところです。計画的に修繕についても予算を可能な限り確保して、修繕に努めてまいりたいという考えは持っております。

岩本信子委員 この市場ですけれど、市内産の取扱量というのは何%あるのですか。例えば野菜にしても何にしても結構皆、北海道とかから入ってきたりしている部分が多いと思うのですが、市内のものを何%ぐらい取り扱っているのか分かりますか。市内産。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 9月議会でもこういった話が出たと思いますが、決算の際でも御報告いたしました。入荷先につきまして、市内が10.7%、県内が44.5%、県外が44.8%といった状況でございます。

松尾数則委員 先ほどの山田委員と重なるかもしれませんが、この市場が市民にどのように受け取られているのかも踏まえて、例えば先ほど部長のほうからも話がありましたけれど、この前の農林水産まつりのときに品評会が出た品物の数、少ないですね。僕は、だから市民からその辺のところを受け入れられていないのではないかと、今後そういった努力が必要ではないかと思っています。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 御指摘のとおりだと思います。かなり品物の数も少のうございました。JAのほうも更にPRしていきたいとい

うお話もいただいておりますし、やはり農業者の方々の生産意欲向上に向けた取組というものが少し不足していたのかなと感じております。

杉本保喜委員 今の話に関連しますが、かつて「市場の市」をやるということで計画をしてやっているという話を聞いたのですが、現時点ではどのようなになっているのですか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 平成27年3月1日に「市場の市」が開催、オープンいたしました。現在も「市場の市」については、活動はされております。

杉本保喜委員 この卸売市場を活性化するための方策として、それを始めたということなのですが、今回のまつりにおいても非常にPRに努めた。その結果多くの方が来られたというようなことを考えた場合に、この「市場の市」も同じようなことをやれば、もっと活性化され、この卸売市場が認識されるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

高橋産業振興部次長兼農林水産課長 検討を進めてみたいと思います。

岩本信子委員 先ほど市内産の取扱量が1割しかないということで、私もちょっと聞いたことがあるのですが、小野田特産の「ねぎ三昧」などでも、こちらの市場には出さなくて、宇部のほうの市場に出されるとかほかの市場に出されているという話も聞いたりするのですが、そういう点は一体どこに、うちの小野田の卸売市場に問題点があるのかということなどは把握されているのでしょうか。どうでしょうか。

森山農林水産課農林係長 今、言われたグリーンハウスの例えば、ねぎという形の分であれば、それはまだうちの山陽小野田市場のほうも通っております。山陽小野田市場を通りながら学校給食のほうも提供される、市内の各小売店のほうにも入ってっております。ただその一方で、例えば

グリーンハウスとかで言えば、県内のスーパーとかの販路拡大、そして東京市場、大阪市場のほうに行かれる案配もありまして、その一覽のほうはどうしても中央市場経由でいくとか、そういった形になっておりますので、それぞれの各市場のほうに出されながら、販路拡大をされているという状況になっております。市内産、実際に高齢者の方も増えて、少なくなっている面もあるかもしれませんが、少なからずの方々、やはり市場を通しながら生産物の提供はされているという認識でおります。

中村博行委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論ございますか。（発言する者あり）

岩本信子委員 私は、この市場の特別会計についてはいつも疑問を持っています。補助金とかいう関係の中央青果に対する補助金なども何も整備されていないということなどで、いつも決算も予算も反対しておりますので、済みませんが補正予算も反対いたします。

中村博行委員長 ほかに討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは討論打ち切ります。採決にまいります。議案第106号平成28年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 賛成多数です。したがって、議案第106号平成28年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1回）については、可決すべきものと決しました。

（執行部入替え）

中村博行委員長 それでは日程第3番、議案第107号平成28年度山陽小野

田市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、審査いたします。執行部から説明をお願いします。

柴田下水道課長 下水道課の柴田と申します。説明いたします。議案第107号は平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について今回の補正予算は、落札減、補助金確定に伴う事業費の減、修繕費の増に伴う歳出の減、事業費の減による国費の減、市債の減に伴う歳入の減を計上しております。歳入歳出の予算総額から、歳入歳出それぞれ、1億4,171万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億7,539万円とするものです。詳細につきまして、まず歳出から御説明いたします。10ページ、11ページを御覧ください。

1款下水道事業費、1項下水道事業費、1目下水道事業一般管理費、13節委託料、441万1,000円の減額は公営企業会計適用化業務委託料の落札減によるものです。12ページ、13ページを御覧ください。1款下水道事業費、1項下水道事業費、2目施設管理費、11節需用費、326万9,000円の増額でございますが、これは市道のオーバーレイ等の道路工事に伴うマンホール蓋調整と小野田水処理センターの防護フェンス等の修理に係る経費を計上しております。1款下水道事業費、1項下水道事業費、4目下水道建設費、13節委託料、87万7,000円の減額は調査設計委託料の落札減2,534万4,000円と下水道全体計画変更業務委託で、小野田西地区集落排水を公共下水道に接続するための計画業務も含まれておりますが、国の補正予算に伴い、新たに事業化し、2,446万7,000円の増額をしたものです。続いて、14ページ、15ページを御覧ください。同じく15節工事請負費、1億2,279万3,000円の減額は、補助金確定に伴う事業費の減額で、本年度の国庫補助金は本市の要望額に対し6割しか認められませんでした。補正予算と計画別流用で75%に復帰しました。また、人件費の変更については人事異動に伴うものでございます。続けて歳入のほういいですか。

中村博行委員長 はい。

柴田下水道課長 続けて歳入のほうを御説明いたします。6ページ、7ページを御覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道事業費国庫補助金、1節下水道事業費国庫補助金6,297万5,000円は、補助金の確定に伴い交付金を減額したものです。4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目下水道事業費繰入金、1節下水道事業費繰入金は、46万3,000円の増額で、うち下水道事業費繰入金1,934万円の増額は資本費平準化債の減額と修繕費の増額によるものです。下水道建設費繰入金1,887万7,000円の減額は補助金確定に伴う減額です。同じく5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金、20万4,000円の増額は先の決算認定を受け調整するものです。同じく7款市債、1項市債、1目下水道建設事業債、1節下水道建設事業債5,990万円の減額は事業の増減により調整額を計上したもので、2目資本費平準化債、1節資本費平準化債、1,590万円の減額は資本費平準化債の算定方法の見直しと処理場の流入量の未利用率が確定したことによるものです。3目公営企業適用債、1節公営企業適用債、440万円の減額は委託業務の落札減によるものです。8ページ、9ページを御覧ください。8款財産収入、1項財産売払収入、1目物品売払収入、1節物品売払収入、79万6,000円の増額は、小野田水処理センターの機器の更新に伴い発生した、スクラップの売払い収入です。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりましたので、質疑のある方。

山田伸幸委員 先ほどの歳出のほうの説明で、工事請負費が1億2,279万3,000円減となっている説明で、実際予定していたものができなかったという考え方でよろしいのでしょうか。

柴田下水道課長 平成28年度のうちの要望額に対して、75%しか付かなかったので、本年度予定した分の25%に関してはできなかったということです。

山田伸幸委員 このカットというのは、大体どういったものを予定していたのでしょうか。

柴田下水道課長 基本的には工事費になります。厚狭西地区と小野田の高泊に今、延びている下水道管を今回延長、縮めております。

山田伸幸委員 そのことによって、予定どおりいけば拾えていた面積が拾えなくなるということだと思いののですが、これで影響を受けるような人口といますか、世帯数とかそういうのは分かるのですか。

中村博行委員長 済みません、世帯数の詳細はまだ出しておりません。申し訳ないです。

山田伸幸委員 それと小野田西地区の公共下水へつないでいく委託ということなのですが、これを大体いつ頃実施されるというか、それを考えておられるのでしょうか。

柴田下水道課長 今、説明でもさせていただいたように、この補正予算が終わったら、今年、汚水処理施設整備構想をやりましたので、それに合わせて全体計画の変更をやる中で、今回の小野田西地区も下水道の全体区域に入れると。そこから農林省とも交渉を始めて早期に、もともと小野田西は今年度から機能改善といって長寿命化をやる予定だったので、機器のほうはかなり老朽化していますので、早急にやりたいと考えていますので、2年か3年ぐらいかなと考えています。農林省の交渉がございまずので、はっきり日程が組めていませんが、来年度、業務委託を発注して早期に交渉しながら、つなぎ込みも急ぎたいと思っております。

多田建設部長 ただいまの件ですけども、三省合同の結論をもって、ちょうどこの汚水処理施設整備構想を練る段階でかじをそちら側に切ったという形で構想を広く市民に広め、また議員にも御説明申し上げたところです。現実問題として、ハードルは結構高いです。合同があるからといってすぐやれという形にはなりません。先日、山口県の農村整備課という本課の課長のところへ私と下水道課長と担当職員で行ってまいりまして、現状なぜこうなったのかという経緯、またなぜ山陽小野田市がそういうかじを切ったのかという現状、それから将来に向けての処理場の数を減らしていくことによって、山陽小野田市の将来の汚水処理というものが、方向性を大きく出しましたという御説明申し上げて、そのときにやはり議員、御質問のようないつ頃をお考えですかというお話がありました。農林水産省の金で作っておりますので、財産処分についての手続、またするもの、しないもの等の判別等も全部やっていかなければならないと。なおかつ今、工事費が減ったことによって本来なら早くに実務としての取り込める管の整備が若干遅れておる状況がありますので、管路の整備も含めて、また施設の処分についても考えていく中、予算が予定どおり付くようであれば、3年程度で結果が出るのではないかという形で県と協議をしてきております。ただ、あくまで予算が付けばというところがございまして、今ここで3年と申しましたのは目安として捉えていただければと思っておりますので、その辺りよろしくお願いいたします。

山田伸幸委員 要するに、今使っている縄地ヶ鼻の隣にある処理場をなくして、小野田の中央まで引っ張っていくということですよ。途中でつなぐということになるかと思うのですが、せつかくある処分場がこれもう機能回復とか、いろいろな作業して、例えばコミュニティプラントのように利用するという事はないということですね。

柴田下水道課長 処理場としては全く使う予定がありませんので、今、地元の農業関係の方で農業倉庫とか、そういう形で使えるかどうか打診をして

いる段階で、まだ今からです。防災倉庫とか他市の場合はそういう利用もありますけど、位置的にちょっと高潮の件もありますので、それで考えて、建て屋はまだ十分使えると思いますので、そういう形で利用ができればと動き始めた段階です。

多田建設部長 付け足しですけども、建て屋も財産処分として返還金が発生するのではないかと。少なくとも土地、それから原油処理施設については減価償却をした中で、返還対象にはなるのではないかと。ただ建て屋については、今、下水道課のほうで他市の状況、財産処分に関しての手續の方法を勉強しに、実際に行っております。その中でその建物自体が処理場としての機能を全く無くすのですが、その建て屋自体が農業に関係したものとして利用できるものであればとか、先ほど言いました防災倉庫として山陽小野田市が防災の拠点施設として位置付けるとか、そういったことをすれば返還対象から外れておるとい調査実態を把握しております。それらも含めてちょっとお時間を頂いて対応していくと。また財政サイドは、いらない建物は持ちたくないという意味合いから、返還ありきでそれをやってもこの農業集落排水の小野田西を公共に取り込むことは、山陽小野田市にとっていい結論だという市長部局内部での協議はそこまで進んだ上で、出さなくていいお金は出たくありませんので、その辺はもうちょっと汗をかかせていただこうと考えております。

長谷川知司副委員長 今の関連なのですが、国が要するに補助金を段々減らしてきているということは今後、増える可能性がないのであれば、市として今の集落排水の部分の長寿命化をもうそこは止めて、一本化するというのはすごくいいほうだと思います。合わせてほかの手法、例えば合併処理浄化槽、個別でいいですけど、そういうのを推進とか、そういうような補助金、またそういうのを広く広報でお知らせするという、そういう方法もあると思うのですが、国の補助金がこのように減ってきたときに、市はどのように対応するかという方針は決めていますか。

柴田下水道課長 今回、汚水処理施設整備構想の中で、全体計画を狭めて残りは個別の合併浄化槽でいくということで今回お示しをしました。その分、合併浄化槽に手厚い補助があるかということ、今のところございませんけど、バランス的には下水道でできない部分は合併浄化槽でやっていただく。県の補助金の復活とか国の補助金のアップを要望しておりますので、今、そういう中で対応していきたいと思えます。

山田伸幸委員 それと先ほどの歳出の説明で、公営企業会計適用化業務委託料というのがありました。ということは、下水道、これ特別会計から公営企業への移管というのが具体的なスケジュールで今、進められているということによろしいのでしょうか。

柴田下水道課長 今、国の総務省がロードマップによりまして平成32年の4月までに3万人以上の地方自治体においては、企業会計しなさいという通達がございまして、今年発注しまして3年間、平成31年4月を目標に企業会計に移行していきたいと考えています。

山田伸幸委員 企業会計となると、経営的な安定とか市からの持ち出しの削減とかいろいろ問題点があるかと思うのですが、今のようなこの普及率でもつのでしょうか。その点。例えば水道と一緒にしてしまうとか、いろいろなこともよそでやっておられると思うのですが、何か今のままでも公営企業としてやっていけるようなそういう方策を考えておられるのでしょうか。

柴田下水道課長 公営企業といっても独立してやっていくということは考えておりません。10億前後の一般会計の繰入金を受けて、今、過去の起債の返済等に充てていますので、それは今後も続いてまいります。その中で減価償却とか、いろいろなことがありまして、若干今のところ聞いておるのは、消費税が少し節税できるのではないかと。あとは長寿命化に対して、最適化をしていくというか、そういう形で今考えています。財

政的にそれでやったら楽になるとは考えておりません。

長谷川知司副委員長 今、水道局がアセットマネジメントで管路とかも全部改修とか資産管理している。下水のほうはそういうことはされていますか。

森弘下水道課技監 国のほうから指導があって、今まで長寿命化計画というものを策定して、長寿命化の補助金を頂いておったわけですけども、これを30年以後に頂くためには、ストックマネジメントを策定しなさいと国から指導されています。そのストックマネジメントを策定するという事は、その次はアセットマネジメントに続いていくと思いますので、行く行くはそうなっていこうかと思います。

長谷川知司副委員長 確認ですが、今後それを進めていくということですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

岩本信子委員 補助金が6割しか認められなかったということでこの補正が出されているわけですが、これすごく問題になるのではないかな。やっぱり予算が立てて、補助金が6割で補正出されたら、こうなると計画そのものというものが崩れてくるのではないですか。その点はどのように。またこれが来年度もらえらるとは限らない、来年は来年で出して、また何割か削られるという想像はされるのですが、そういう下水道の計画の見直しのようなことはどうですか。これと結び付いて考えられたりすることはあるのですか。ちょっとお聞きします。

柴田下水道課長 昨年が要望の6割で、今年も6割で、今年に関しては補正が付きまして、75%まで戻りましたが、全体的にはずっと震災以降、こういう形で続いていくと思います。国は今、10年概成ということで、10年でほぼ概成しなさいということで言っていますので、うちの計画も今、10年概成に向けて計画を作っているんで、それに対して補助金が足りないというのは現実ありますけど、そういう細かい見直しはして

おりません。

岩本信子委員　だから補助金が減らされて、ずんずんずんずん今のこの全体の経済の状況の中で、計画だけが残っていて、それでそれを上げていって予算化して、そしてまた、いや補助金がこれしかありませんでしたというのがずっと繰り返されていくのではないかと思うのですが、そういうことはやっぱりあってはいけないような気がします。細かく見直すことはされないとは言われたのだけど、ちょっと考えていかななくてはならないのではないですか。どうですか、その点は。

多田建設部長　議員御指摘の件につきましては、全体計画を持っておると。それに対して、あくまで予算に関しましては前年度に要望を2回ほどします。その要望を出しますね、それに対して国が今言いましたように10年概成という方針を出しながら、その整備に対して補助金を満額出せない状況にあると。これは長年の事実でございます。それに対して全体計画を見直すのではなくて、もともと予算化、予算をお示しするときには、どこを優先していくのか。この幹線をやっていかななくてはならないという計画は全体計画の中にあって、なおかつ3か年の実施計画の中でうたっております。その計画を達成するのが、補助金が100%付いたら単年度、単年度いきますよということになりますので、それが現実に60%、今回のような75になった段階で実施計画の見直しを掛けるという計画の見直しは掛けます。これはもうお金が付かないことに対して10年概成と言いながら金を付けなかったらできませんよねと言いたいのですが、それは国策としての予算の付け方というところで、そこの指摘を国にすることは私ども、ようせんところがあります。これは県のほうにも何とか配分を多くしてくれというような要望は原課もしていますし、市長会の中でも予算要求に対する満額の内示、交付決定をしてほしいというようなことは、その都度言ってもらっていると聞いておりますので、その辺りは今のあるものの中で有効投資をしていくという考え方で単年度ごとに実施計画の見直しをすることによって、今持つておる全体計画を埋

めていくという作業をせざるを得ないのが原課の現状でございます。

岩本信子委員 私が思うには、今の合併浄化槽、無理に下水にしなくても、それぞれ個人の家でやると、それが今、下水の計画があるばかりにそこに行かないということも聞いたことがあるのですが、合併浄化槽を進めていくという、下水はそれほど本当主な集中したところだけで、そういう計画というか、そういうものにされているのですか、計画というのは。ちょっと済みません、全体の計画がよく分からないものですから。でも合併浄化槽を進めていくべきじゃないかなと思っています。下水をじゃんじゃんやるよりも。その点のほうはどう考えてらっしゃるのですか。

柴田下水道課長 先ほど申しましたように、汚水施設整備構想の中で今回初めて全体計画を狭めましたので、その部分は今後は下水は行かないということで、合併浄化槽で対応していただくということになりました。合併浄化槽の補助金が出ないのは、全体計画でなくて、5年、7年でやる事業計画という事業認可計画の部分だけなので、全体計画に入っている事業計画に入っていないければ、そこは補助金が出ます。（発言する者あり）はい、お願いいたします。

山田伸幸委員 山陽小野田市といいますか、旧小野田市からも含めてなのですが、非常に公共下水の普及率の低い自治体として、国からのこの補助金なしで絶対これ以上進めていくことができない中で、やはりそういった特に旧小野田側については土地の問題と地下の問題があって進められなかったという特殊事情があるのですが、そういった特殊事情というのは国とかが考えた上でこういった補助金の決定をされているのでしょうか。その点いかがでしょうか。

柴田下水道課長 そこまで事情を勘案して、国が補助金を付けているとは考えておりません。

山田伸幸委員 他市では、もう9割を超えているところもありますし、農業集落排水で100%やってしまったというところも随分あって、特にこの山陽小野田市の環境衛生に係る部分がやはり大きく遅れを取っているわけですね。これをどうしていくのか、その意味でもっともっとう市民を巻き込んで、この全体を進めていくような計画と言いますか、考え方が必要だと思うのですが、前回計画を出されて以降そういった市民への説明会等、計画されていたのかどうなのか、その点いかがでしょうか。

柴田下水道課長 今のところ市民への説明会等は計画をしておりません。パブリックコメントを実施したのみということで、それで汚水施設整備構想は策定をしたということで考えています。

中村博行委員長 前回も同様の市民への説明がどうなのかということで、いろいろあったと思いますが、それで公表されて以降、パブリックコメントの期間以降、そういった形で本来なら公共下水が来るのに、来ないようになったというようなことで苦情なり意見なりそういったものがありましたか。

柴田下水道課長 狭めたことに対する苦情、意見等は今のところ下水道課には来ておりません。

山田伸幸委員 有帆地区においては、宇部市との協議うんぬんという言及もあったのですが、その後何か話が進んだのですか。

柴田下水道課長 済みません、その件は可能性としては持っておりますけど、まだ具体的には動いておりません。

中村博行委員長 よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）はい、それでは採決にまいります。それでは議案第107号平成28年度山陽

小野田市下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 はい、全員賛成。ということで、議案第107号平成28年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第1回）については、可決すべきものと決しました。続いてよろしいですかね。それでは日程の第4、平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について、執行部のほうの説明を求めます。

柴田下水道課長 議案第108号は、平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）についてであります。今回の補正予算は、落札減、修繕費の増、事業の取りやめによる事業費の減、それに伴う補助金の減、市債の減についてです。歳入歳出の予算総額に、歳入歳出それぞれ、197万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,706万8,000円とするものです。詳細につきましては、まず歳出から御説明いたします。7ページ、8ページを御覧ください。1款農業集落排水事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業一般管理費、11節需用費、78万4,000円の増額は福田地区農業集落排水施設のマンホールポンプ非常通報装置等の修繕費用で、13節委託料、75万7,000円の減額は公営企業会計適正化業務委託料の入札減です。同じく2目農業集落排水事業建設費、200万円の減額は、当初、小野田西地区農業集落排水処理場の機器の老朽化に伴う機能強化、長寿命化に係る計画策定業務を予定していましたが、汚水処理施設整備構想により、公共下水道に接続する方針としたため計画策定業務を取りやめたことによるものです。

次に歳入について御説明いたします。5ページ、6ページをお開きください。2款県支出金、1項県補助金、1目農業集落排水事業費県補助金、1節農業集落排水事業費県補助金100万円の減額は小野田西の機

能強化、長寿命化に係る計画策定業務を取りやめたことによるものです。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節一般会計繰入金、27万5,000円の減額は収支を調整するもので、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金2,000円は、先の決算認定を受け、それを調整するものです。6款市債、1項市債、1目公営企業適用債、1節公営企業適用債、70万円の減額は委託業務の入札減によるものです。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明は終わりましたので、委員の方の質疑を求めます。よろしいですか。それでは討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ありませんので、採決に移ります。議案第108号平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 はい、全員賛成。ということで議案第108号平成28年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）については、可決すべきものと決しました。どうも、お疲れでした。

（執行部入替え）

中村博行委員長 それでは日程第5、議案第124号山陽小野田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、執行部の説明を求めます。

榎坂土木課長 土木課榎坂です。議案第124号山陽小野田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正でございます。これについて説明させていただきます。これは平成28年7月13日の豪雨災害により市内南平原地区において発生したがけ崩れ災害の復旧について、この豪雨を内閣府が激甚災害として閣議決定したことに伴い、国の補助金を活用して

災害復旧事業を実施することができるよう所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしましては、根拠となる法律又は要綱に山口県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付要綱の表記を加えるものであり、これにより本事業は国庫補助金50%、県補助金25%、市費15%、受益者負担金10%で実施できるものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明は終わりましたので、質疑のある方いらっしゃいますか。

山田伸幸委員 要するに国の負担金が増えてきたということですか。

榎坂土木課長 委員が言われたとおりでございます。これまでの条例で対応しているのは、県費補助の対応しかできませんでしたけども、今回の条例の改正により、国の補助金が活用できるということでございます。

中村博行委員長 具体的に説明できますか。

多田建設部長 従来は県事業というような形の中で、県事業費ということで、従来のものであれば県費が50%、市費が30%、受益者負担金として20%、これがこの指定を受けたことによって、国費が50%、先ほど言いましたように県費が25%、市費が15%、受益者負担が10%、このような財源が確保できる事業を実施したいということになります。

中村博行委員長 皆、半分になったということやね。

松尾数則委員 激甚の指定を受けたと、どういう状況で激甚と、そういった指定、激甚の指定になるのか。その辺の説明をちょっとしてもらえると。

榎坂土木課長 これは、国のほうが決定をいたしますので、降雨がひどかったり、そういう被害が大きいということで政府のほうが閣議決定するもの

でございます。

松尾数則委員 それは被害の額とか、あとは人命とか、そういったことと関係なく政府のほうで、国のほうで指定してくるわけですか。

榎坂土木課長 委員言われるとおり、その地区によって政府のほうで今回の豪雨は被害がひどかったのもので、そのように政府のほうが決めるものでございます。

山田伸幸委員 具体的に南平原のこの被害地域というのがちょっとよく分からないのですが、大体どの辺りでしょうか。（発言する者あり）地図がありますか。（発言する者あり）

榎坂土木課長 失礼しました。南平原地区というのは、ちょっと今回図面を出していないのですが、柿の木坂団地がありますけども、こちらのほうから行きますと、くし山のJRのこ線橋から見て、左方面のがけでございます。分かりますか。（「全然分からん」と呼ぶ者あり）

多田建設部長 ここに地図はありますが、予算として、一般会計のほうにこれを付けてしまっておる状況です。（「回覧でいいから見せて」と呼ぶ者あり）

中村博行委員長 大体認識できれば、場所の。（発言する者あり）ほかに。

杉本保喜委員 これの完了はいつを予定しているのですか。

榎坂土木課長 完了予定につきましては今回の12月議会で補正予算をお願いしておりますので、これが認められれば直ちに測量のほうを実施いたしまして、それから工事の発注になります。（「いわゆる予定としては」と呼ぶ者あり）今年度予算で執行する予定です。（「ということは3月

末には終わると」と呼ぶ者あり) それは業務内容によって、今から測量試験をしますので、それから工法を決定しますので、スケジュール的には苦しいかと思えます。

杉本保喜委員 気になるところは、次の雨季に間に合うかどうかというところがやっぱり一番問題になると思う。その辺りはいかがですか。

榎坂土木課長 梅雨までには間に合うように完成させたいと思えます。

中村博行委員長 ほかにはよろしいでしょうか。(「なし」と呼ぶ者あり) それでは質疑を打ち切ります。討論ございますか。(「なし」と呼ぶ者あり) それでは採決にまいります。議案第124号山陽小野田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 はい、全員賛成です。したがって、議案第124号山陽小野田市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定については、可決すべきものと決しました。

(執行部入替え)

中村博行委員長 それでは日程の6番目ですね、議案第102号平成28年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算(第1回)について、執行部のほうの説明を求めます。

森都市計画課長 予算書の5ページ、6ページを御覧ください。歳入について、2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金につきましては、平成27年度決算が確定しましたことから、100万3,000円を増額

して1,792万3,000円にしております。次に、歳出につきまして、3款予備費、1項予備費を同額の100万3,000円増額して、678万7,000円にしております。結果、2ページ総括表のとおり歳入歳出それぞれ100万3,000円を増額し、予算総額をそれぞれ3,168万5,000円とするものです。以上で、説明を終わります。

中村博行委員長 説明終わりましたので、質疑を求めます。

岩本信子委員 繰越金で分かったのですが、以前報告がありましたように駐車場の抜取り事件ですよね。あれは保険で対応できるとは聞いたのですが、その件についてその後の進展とかありましたらお聞きしたい。

高橋都市計画課主査兼都市整備係長 都市計画課の高橋と申します。よろしくお願いたします。厚狭駅南口駐車場で起きました10月5日、10月31日と残念ながら2回も、同一犯ではなかろうかという犯人グループにより、自動精算機が破壊されました。1回目につきましては自動精算機の破壊がありまして、現金をとられるということ、2回目につきましては同じく自動精算機の破壊だけで現金自体はとられなかったということになりましたが、現金につきましては財政課が所管しております全国市町会公金総合保険に入っております、これについて対応しております。現金については16万7,000円の紙幣が盗難されましたので、これと同額16万7,000円全額について保険請求が終わっております、11月1日に市に入っております。施設につきましては、建物総合損害共済という、管財課が所管する保険に入っております、1回目に起きました修繕につきましては、掛かった費用は45万8,914円だったのですが、原価損耗の考え方がありますので、それが考慮されまして、26万4,335円が12月8日に支払われております。2回目については今、請求手続中ですので、もう少しすると相当の金額が入ってくる予定です。

山田伸幸委員 そのときの報告でカメラ等の取付けもということでしたけど、それはもう済んでいるのでしょうか。

森都市計画課長 カメラの取付けは多分竜王山のほうの問題と思いますが、駐車場はもともとカメラが付いております。ただ、まだ犯人が捕まったという報告は聞いておりませんし、今システムを委託しておる会社からの情報では、またよそでやられたと聞いておりますので、まだ県内におられると思います。

岩本信子委員 先ほど言われましたように、45万掛かったのに26万しかもらえなかったと。それは減価償却で、今度12月8日にもらえる分はまだ取り替えたばかりだから100%もらえるという可能性はあるのですか、どうですか。

高橋都市計画課主査兼都市整備係長 あくまで算定基準の本体価格というのが、新品かどうかというところでスタートしますので、一部の修繕だけしか1回目についてはしておりませんので、査定の本体金額は当初と変わりありません。

中村博行委員長 ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

岩本信子委員 防犯カメラ以外の対策というのは、とりようがないのですか。

森都市計画課長 今、本体は昔に比べたら前面に1枚新たに鉄板が入って、蓋が開きにくい状況になっていますし、1回目にとられたときはボックスに取っ手が付いていて、そこに棒を差し込んで引き抜いた形でとられていましたが、その対策として、取っ手が折れる形に改良していますので、ボックス自体が引き出せない構造にはなっています。

中村博行委員長 よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑を打ち切ります。討論ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは採決にまいります。議案第102号平成28年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 はい、全員賛成。議案第102号平成28年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）については、可決すべきものと決しました。それでは、日程第7、所管事務調査、厚狭駅南部地区まちづくり基本計画案について執行部の説明を求めます。

多田建設部長 お手元に資料がございますか。厚狭駅南部地区まちづくり基本計画案ということで、お手元の資料に基づきまして御説明させていただきます。この区域につきましては、コンパクトシティという大きな題目の中で南部地区に特化した形での基本計画を作ることによって、行政主導、また民間活用という形の中で具体的な計画を持ってなおかつモデル区域についてどういう動きをしていくかというものをまとめた計画となっております。詳細につきましては、担当部局のほうから説明させますのでお話を聞いていただければ思っておりますので、よろしく願います。

大和都市計画課計画係長 都市計画課大和と申します。よろしく願います。それでは、厚狭駅南部地区まちづくり基本計画案について説明をいたします。今、皆さんのお手元にあるものは、庁内調整及び県との調整が終わった素案の状態のものです。今後、この基本計画案を地元の協議会に回り、地元の意見を聞くこととしています。では、基本計画案の冊子の表紙を開いてください。目次があります。この基本計画は、大きく4章に分かれています。第1章は、この基本計画の目的と位置付け、第2章は、厚狭駅南部地区の現状と課題、第3章は、まちづくり構想で掲げた

まちづくり方針に基づく施策展開の方向性、第4章は、厚狭駅南部のモデル地区で行う具体的な取組について示しています。では、1ページを御覧ください。

第1章では、基本計画の目的と位置づけについて示しています。まず目的ですが、市では平成27年3月に「厚狭駅周辺まちづくり構想」を策定しており、こちらについてはホームページでも閲覧できますが、このまちづくり構想に基づき、コンパクトなまちづくりモデル事業の趣旨である「子どもからお年寄りまで、誰もが安心して住み続けられる住みよいまちづくり」を厚狭駅南部地区において計画的に進めることを目的としております。この基本計画は、まちづくり構想を基にし、厚狭駅南部地区に関係する地元の主な団体で構成した厚狭駅南部地区まちづくり推進協議会からの意見を踏まえた上で、施策の目的や方針を示すものです。2ページに計画範囲を示しておりますが、土地区画整理事業で整備した約21.2haの区域を計画地区とします。3ページの第2章では、厚狭駅南部地区の現状と課題を示しております。ここはちょっと端折りまして、4ページです。

4ページからは第3章、まちづくり方針に基づく施策展開の方向性について示しています。この基本計画は、まちづくり構想に掲げていますまちづくりの方針や短期、中期の成長イメージに基づいて、計画地区においておおむね10年で取り組むべき施策の方向性を整理するものです。施策としては、11の施策を掲げており、それぞれまちづくり構想に掲げる5つの方針に分類し、整理しております。施策については6ページまで、それぞれの施策の説明を示し、7ページに施策方針図として、図にとりまとめています。7ページ、A3のページですが、御覧ください。

11の施策を取りまとめた方針図であり、厚狭駅南部地区において、施策をどこで展開するかを示したものとなります。続いて、8ページの第4章厚狭駅南部モデル地区の取組方針です。これまでの施策のうち、特に先行して取り組むべきものをモデル事業として、そのモデル事業を進めていくモデル地区は、先ほどの7ページで示した方針図のうち、西側に位置する約6.5haの区域とします。取組にあたっては、中央にあ

る市道を境にして北側を中低層住宅促進区域と位置づけ、子育て世代も入居しやすい中低層の賃貸住宅の誘導を促進します。市道より南側を戸建住宅促進区域と位置付け、コーポラティブ方式を導入した戸建住宅を誘導し、地域全体の市街化を促進します。次に9ページの具体的な取組です。具体的な取組としては、6つの取組を進めていきます。飛びまして、13ページに図で示した取組概要図があります。戻りまして、9ページです。まずは、コーポラティブ方式を導入した戸建住宅の誘導です。戸建住宅促進区域内にコーポラティブを誘導することによって、良好なコミュニティを形成する住み良い地域づくりを促進します。コーポラティブ方式というのは、背景に示しておりますが、数軒の戸建てが集まって形成されるまちで、居住者同士が話し合いによって環境ルールや街区設計を行い、その街区の中に共有スペースを創出します。その過程において、コミュニケーションが促され、入居後も良好な近隣関係が築きやすいと言われております。取組としては、地権者への説明会を開催するとともに、事業者に対しヒアリングを実施し、コーポラティブを進める事業者を募集します。事業者を募集するためには、優遇策が必要と考え、その優遇策を検討し、民間のデベロッパーやコーポラティブ住宅の居住者の誘導を図ります。次に10ページの公的賃貸住宅の整備です。モデル地区内では、新婚や子育て世帯向けの賃貸住宅が建設されていますが、すぐに満室になる状態であり、今後、子育て世帯に一定のニーズが見込まれると考えられます。そこで、子育て世帯のニーズに対応するため、中低層住宅促進区域内に子育て世帯に配慮した公的賃貸住宅を県と市が連携して整備します。整備に当たっては、直接建設だけではなく、PFIや借り上げによる手法も含めて検討します。

次に11ページです。公立保育所の整備です。現在、市では統廃合による公立保育所の再編を進める必要があるとして、健康福祉部局では、再編の基本計画を作成しているところです。このモデル地区は、位置的に統廃合を進める下津保育園と出合保育園のほぼ中間地点であることから、モデル地区内の中低層住宅促進区域での整備を進めていきます。

続いてスマートタウンの実現です。近年、再生可能エネルギーが一層

注目されてきています。その再生可能エネルギーの有効活用として、人や自然にやさしいまちづくりを目指すことを目的とし、今後整備する保育所や公的賃貸住宅への再生可能エネルギーの有効活用を検討いたします。また、コーポラティブ住宅についても活用を促し、地域全体の広がりへと促進します。

次に12ページです。緑のネットワークの実現です。駅北の商店街には、「杜のまち」という厚狭地区の市民団体により、空き地を活用したポケットパーク等が整備されています。南部地区でも歩行者動線において緑のネットワークを形成し、歩いて楽しい魅力的なまちを目指します。取組の考え方としては、歩行者動線の一つである桜川沿いの遊歩道の植栽や市道の歩道部分の街路樹を地域住民と一緒に協力して適正な管理をしていくこと、また、歩行者動線の緑化を促進することとします。

次に多世代交流拠点の充実です。子どもから高齢者までの多世代が触れ合える場所として、さくら公園を多世代交流拠点と位置づけて、子どもや高齢者が日常的に集えるように、幼児向け遊具や高齢者が気軽に運動できる健康遊具といった公園施設の充実を検討していきます。

続いて13ページですが、具体的な取組概要図として、モデル地区で進める取組の位置を示すものであります。公立保育所と公的賃貸住宅の整備を予定している場所については、市の開発公社の用地であります。

以上、簡単ですが基本計画の素案となります。この基本計画に基づく取組がまちづくりの起爆剤となり、まちの活性化が図られ、にぎわいのあるまちに成長していくと考えております。今後のスケジュールとしては、12月14日、来週ですが、厚狭駅南部地区まちづくり推進協議会を開催して地元の意見聴取を行います。その後、12月末には決裁をとったうえで、策定、公表したいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

中村博行委員長 コンパクトシティも少し進めようという気概は感じますが、今の説明が終わりました。そこで、いきなり今、頂いた資料で細かいところまでというのはなかなか大変だと思いますが、取りあえず。

山田伸幸委員 水害との関連もあるのですが、遊水地等の考え方はお持ちではないのでしょうか。

森都市計画課長 今回の区画整理区域内ではそういう予定はございません。

杉本保喜委員 公的賃貸住宅の整備からスマートタウンの実現、公立保育所の整備ということをいろいろ書かれているのだけども、最終的な多世代交流拠点の充実という目標にしてみると、高齢者に対する思いというか、施策というのはどこにあるのかということです。そもそもこの地域においては遠隔地に住んでいる高齢の方もこちらのほうに来てもらって、デマンドを少なくし、また医療体系というか、医療の便利さ、その辺も見てこの地域を充実するという話があったと思うわけですね。その辺りはどのようにこの計画の中でうたわれているのかをお尋ねします。

森都市計画課長 民間の高齢者に配慮した住宅を誘導するということがございますが、なかなか民間の誘導策自体が庁内調整の中で確保できなかった関係で、今回はまだそこまで織り込んだものにはなっておりません。

岩本信子委員 公立保育所と公立の賃貸住宅、市営住宅か県営住宅になるのでしょうか、今は民間にやっていかなければいけない、公立が持つべきではない、保育所なんかはかなり民間が充実しているし、公立と書いてあるところにすごく疑問になっています。民間委託とか民間にするという発想はないのですか。計画の中にあるのですか。市の全体計画の中に。

多田建設部長 あえて公的賃貸住宅と書いております。これは県との調整の中で、本来コンパクトシティ構想ができた段階で非現地建替えによる県営住宅の誘致というような案から現在に至っているのですが、その実現化に向けて基本計画の中で県営住宅とうたうのではなく、公的賃貸住宅をうたわせていただいております。これは県のほうとのすり合わせの中

で、県主体として建物を建てる考え方と民間が建てたものを借り上げて公的賃貸住宅にするというような考え方、両方がこの基本計画の中で読み取れるような表現にしてほしいという言い方をされております。ただ、ここで問題点があります。これは民間でやる場合には土地を全て買ってもらうようになります。県が建て替えるときには無償提供。これが条件となっています。この地域はこの計画全体の中でも一番の問題点は、やはり土地の問題だと考えています。土地代が高いがゆえになかなか出てくる企業、大手等はなかなか難しい。一番の問題点は、これが市の土地であればある意味大きな政治判断に基づいてかじがきれると思っておりますが、これが旧山陽町時代、町が持っていた土地なのですが、それを開発公社のほうへ売却しております。現在、土地開発公社の所有地となっております。開発公社につきましては施策の中で開発公社を廃止していくという方向性が出ておる関係上、賃貸をしないという方向になっております。そういう流れを追いかけていきますと、先ほど言いましたような大いなる政治判断を持って一般会計による買取りを行い、市の財産とし、それを市として土地利用を図っていくという一つの方向性を出さない限り、なかなか土地代の高騰しておる関係で極端な言い方をすると行政が土地利用に対して民間の活力を利用する上での足を引っ張っている部分が、いやが応でもいずれ出てくるのではないかとそういう問題意識を持ちながらこの部分については行政指導としてできる部分と、それと行政がアドバイスすることによってコーポラティブのほうを進めていくという考え方でお示ししている現実がございます。それで県とのすり合わせをする中で、昨日決裁が回ってきました、都市計画のほうから。副知事が公的賃貸住宅を前向きに検討するうえでの条件ということで、コーポラティブ方式についての具体的な動きをすること。また、公立保育園の実施を見定めること。現実に公立保育園につきましては、現在私どもは庁内で全て調整しております。その中で公立保育所再編基本計画というものを担当委員会において、今回のまちづくり基本計画と同じように担当委員会で担当課が御説明申し上げております。それとタイアップする中でのこのまちづくり基本計画となっておりますことから、

保育所につきましては予算化についての具体的な、来年度以降の、が進められておりますので、その辺りは一般会計のほうでの御審議、また担当部局との委員会での御審議をいただくようになろうかと思っております。

杉本保喜委員 今回の計画はおおむね10年と期間を定めておりますよね。その中で9ページにある取組の考え方として地権者の説明会等々を予定しているということなのですが、これは10年計画のところでのどの辺りにターゲットを置いて解決、方針を定めると考えておられるかを教えてください。

森都市計画課長 実は今年度予算もアドバイザーの派遣費用というのを予算として持っております。これの計画が策定されたら、1月以降、年度内に一度土地の所有者とか不動産屋を対象にした説明会をまずしたいなと思っております。皆さんコーポラティブ自体がなかなかまだ浸透していないのは間違いないと思いますので、その辺は理解をしていただく、まずそれが第一段階の説明会という考えでおります。

岩本信子委員 高層マンションというのが1戸だけ建っていますよね、ここの前に。私が考えているのは、やはり山口東京理科大学に今から50人くらいの教授が来られますし、かなりの人たちが来られると思います。山陽新幹線の厚狭駅はやはり入り口だと思います。うちの玄関口になると思いますので。今、いろいろと言われるけど、そういう計画の中での考え方が、例えば山口東京理科大学のいろいろな発展していく部分について、ここに住宅を建てるとか、いろいろ例えば高層マンションとか、そういうのがあってもいいのではないかと思うわけですよ。この計画の中に。それが全然見えてこないものですから、その点の話し合いというのはどうなのですか。これは厚狭駅のまちづくりだけの部分で出されているのですか。その辺の関連性があってもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

多田建設部長 委員御指摘のとおり、現在山陽小野田市で大きなものがかなり動いております。その中の目玉が山口東京理科大学だと思います。社員住宅というか、教授の住宅関係についてどうかという御質問、また定住についての御質問だと思います。現在このまちづくり基本計画としてお示ししておりますものにつきましては、基本的には公的賃貸住宅をここに持ってくるということを第一歩だと考えております。それと保育所につきましては、これは逆に保育所というような公共施設と一緒に付いて来ないと動きがとれないよという、これが県とのすり合わせ状態になっております。このまちづくりの基本計画としてお示ししておりますが、今言われたような地理的距離感を埋める、こうなってくるとまた他部局に振るようになりますけども、そういったものについてはこの基本計画に対して意見聴取を全てしております。関係部局に。その中であえて表記がなされていないというのが現実でございます。ただ、委員御指摘のとおり、基本計画ですから、このもの自体の見直し作業が出てくるようなことが、今やろうとしておるもの自体はおおむね10年ということで実施していくわけですが、それ以外のものについてこの中にないからやらないよという考え方ではなくて、その都度見直しを掛けていながら対応していくという柔軟性は捨ててはならないと考えております。これが今お答えできる時点だと御理解いただければと思います。

杉本保喜委員 7ページの計画図面を見ますと、やはりこれは我々も前から言っていたように南北の交流、これが大きなインパクトになるだろうと思うのですが、この中で連絡機能の強化ということで左側のほうにありますよね。これがいわゆる破線ではなくて、実線でもって赤で書いているというところと、右側のほうに連絡機能強化ということで破線になっている格好になっているのですが、右側のほうはちょっと難しいところがあるだろうと思うのだけど、左側のほうのこの実線部分を何か強化するような具体的なものがあるかどうかを教えてください。

森都市計画課長 現在もここに鉄道の下をくぐるトンネル、ボックスがあるわけですが、ここが暗くて、横に大きな水路があつたりするので、そこを安全に通れるように照明を付けて明るくするなり、通りやすい環境にしたいと考えております。

松尾数則委員 先ほどちょっと部長のほうからお話がありましたけれど、県の副知事辺りといろいろなすり合わせをしているということは、県のほうからの助成も期待できると考えていいのでしょうか。

多田建設部長 期待できるというよりも、絶対に動いていただくという決意を持って今、対応しております。

松尾数則委員 その件については是非とも頑張ってもらいたいと思います。その前にうちのほうも何らかの対応をとらなければいけないと思っています。部長も言われたように、土地開発公社、何であそこが進まないかという高いからなのです。周りの人の誰から聞いても土地が高すぎるのです。だから何もあそこに発展していかない。その辺はやはり山陽小野田市としては、きちんとした形でこれほど努力しているということを示してほしいと思っています。そのぐらいしないと都市計画としては厚狭のあの辺はこれから更に発展するということは望めないような気がするのです。よろしくお願ひしたいと思います。

多田建設部長 先ほどの説明の中で優遇策を検討していくと言っております。その優遇策の中に第一番は、土地代は何とかならないのかと。そこが一番の課題だという認識を持った中でそれ以外の優遇策も模索しながらこの地域の発展に寄与できる施策を打ち出していきたいと、部局としてはこれからも努めていくつもりでおりますので、御協力のほうよろしくお願ひします。

松尾数則委員 土地の貸借について、あれは何という契約ですかね、永年、5

0年かな、永年契約するものは市としては結ばないというような話を以前、一般質問か何かで聞いたことがあるのですが、今後その辺も踏まえて市として考えていくということはないのでしょうか。

多田建設部長 それについて述べる立場にはないのですが、開発公社として先ほど言いました開発公社を廃止していくという方向性の中で賃貸借は考えていないという考え方です。それで山陽小野田市の財産として持っているものについては、考えていく余地はあるのかなと思っております。

山田伸幸委員 土地開発公社の経営健全化というのもあって、市が借入れをしてその土地を購入していくということが進んでいたと思うのですが、ここはその対象外となっているのですか。

多田建設部長 対象外というよりも、具体性が出てきた今の公的賃貸住宅の部分、それから保育所再編の保育所の部分、そこにつきましては部局内で一般会計により買取りを行ったうえで、市の土地として保育園を建て、公的賃貸住宅に寄与していこうという考え方でコンセンサスは得ております。ただ、この買取り時期、当然一般会計による買取りになりますので、予算化をしなければなりません。この時期につきましてはこの1、2年の間で時期を見定めようということで、早期に先に買い取ろうという話ではなく、先ほどの中にもありましたような事業の進捗、基本設計とかそういったものが出て実施できる状態が見定められた段階を経て買おうと考えています。それ以外の土地については今、あまりいい返事を頂いておりません。

山田伸幸委員 それと、連絡機能強化ということで、先ほど西側についてはあったのですが、東側、要するに厚狭駅ですよね。ここでは今、入場券がないとこの橋は通れないのですが、フリーパスで通れるようなそういうことを考えられているのでしょうか。

森都市計画課長 現在の検討の中にあるのは、一部補助をする程度の支援策を提案しておりますが、具体的な方向は進んでおりません。

山田伸幸委員 3月に北側も南側も使ってイベント等をやられているのですが、そういったときもこの通路というのは開放されていなかったと思うのですがいかがでしょうか。

森都市計画課長 JRとして、基本的には開放はできないということで、たぶん入場券は必要になってくると思います。

尾山信義議長 ちょっと気になったんだけど、安全性のアピールというか、あの地域は厚狭の豪雨災害のときに若干つかっているわけよね。今、桜川のポンプも不安定な状態という言い方を市長自身もされておられますし、この辺この地域をこうしてコンパクトシティを造ろうというのであれば、もう少し安全性のアピールというものも必要なのではないかという気がしたのですが、その辺は何か考えておられますか。

多田建設部長 御指摘のとおりと、まずお答えしておきます。その中で、現在桜川の改修工事を県主体でやっていただいております。それとポンプ施設です。その適切な運用の徹底、その辺りから攻めることによって降雨時の収水された水の適切な流下、その流下能力を上げることに對しての適切な内水排場施設の運用、ここを徹底することによって解消できるという点でアピールの仕方をどうしていくかと。安全ですよということをどうアピールしていくかという表し方についてはちょっと検討が必要かとは思いますが、その辺りは声を大きくして説明していくようにしたいと考えています。また、県事業のところにつきましては、議員各位も現場を見られておられると思います。また、地域の方々もどういう工事をしているのか、どういう進捗にあるのかというようなことも一つの安全のアピールに対する施策になろうかと思しますので担当部局のほうとちょっと話をしながら地域の見学会とか、そんなことも企画で

できれば今言われたことに対応できる一翼にはなろうかと思えます。

山田伸幸委員 それと商業施設の誘導ということがうたわれているのですが、これは具体的に話があるのですか。私は今、あそこに行くたびに何かイベントの駐車場以外に利用価値がないのかなとしか思えないのですが、何か考えておられるのでしょうか。

森都市計画課長 土地開発公社の土地もあっていろいろと利用したい方もおられるやに聞いていますが、まだ具体的な話は進んでいないという状況にあります。

岩本信子委員 この商業施設にしても何にしても地権者の方がかなりいらっしゃると思うわけですよ。市が持っているだけじゃなくてたくさんありますよね。それぞれに。そうすると用途地域というか、そういうのは掛けられるわけなのですか。例えば地権者の方は自分が賃貸住宅を建てようと思ったら建てたい場所、例えば商業施設の誘導とか書いてある部分でも地権者の方がいらっしゃると思うわけですよ。そういうことがいろいろと今から出てくるのではないかと思うのですが、そのような対策というのはどうされるのですか。用途地域指定でされるのですか。それとも地権者の意向に合わせて自由に動かせるとか、そういうことになるのですか。いかがですか。

森都市計画課長 説明書の8ページに色塗りをした地域の図面があると思うのですが、既に用地地域の色塗りはできておりますので、用途にあった形の建物は建てられるということになります。

長谷川知司副委員長 今、都市計画課がメインで説明を頂きましたが、今後7ページの施策をやっていくに当たっては、全市を上げてやっていくチームワークがいると思うわけですね。そのようなチームワーク作りというのは今後どのように考えていらっしゃいますか。

多田建設部長 委員御指摘のとおり、この土地利用だけを都市計画だけでできるとは、まずもって考えておりません。したがって、このまちづくり基本計画を策定する段階で関係と思われるところについては意見聴取をした中で現在に至っております。それを推進発展させていくことによって、このまちづくり計画の具体的なものについて担当部局がおりますので、そこと意見を交わしていく中、全庁的に土地利用については進めていく考え方を持っております。

長谷川知司副委員長 全庁的というのがどこも担当しないという場合もあるので、チームを作っていくという、具体的なチームを作られて、それでいかれるような方向付けを作られたほうがいいかなと思うのですが、そういう計画はありますか。

多田建設部長 計画は持っておりません。ただ、考えとしては持っております。要は担当部局の一本釣りの、一本釣りというのは人を釣るのではなくて、課としての施策をしっかりと釣っていくと。釣ったら料理をしなくてはいけませんから、それは料理できる部門との連携を深めていくという意味合いで全庁的という言葉を使わせていただきましたので、言葉上はそうでございますけども委員のお考えに反するものではなく、逆に強化するような考え方で進めていきたいと考えます。

長谷川知司副委員長 部をまたがっている、課をまたがっているということで多田部長が言われたことは、私もしなくてはいけないとは思いますが、実際に動かす場合はなかなか難しいと思うわけですね。そうした場合、副市長という存在がいればまだいいですけど、市長にいくといっても市長がそこまで動けるかどうかというのがあるので、今後はそういう体制、すぐ動ける体制を作るとというのが課題だと思いますので、これは今後また私も一般質問なりで質問させていただこうと思います。

多田建設部長 私もあと数か月で、ここにいる山本技監も一緒なのですが、現職としてはいなくなります。ただ、こういう件をやはり後輩にしっかり伝えていきたいと考えておりますし、この放送も、この声を聞いている者には届いていると思いますので、そういう考え方を持って進めていくように引き継いでおこうと思っております。

松尾数則委員 私はこのまちづくり基本計画を見せていただきまして、かなり失望しています。随分待ってからこの程度の案かという感じなのですが、具体的なことはアクションプランなり次のことで期待して、そちらのほうを是非とも期待して頑張りたいと思っておりますので、この次までによろしく願います。

中村博行委員長 ほかに（「なし」と呼ぶ者あり）この件につきましては、今後この委員会でしっかりと協議をしながら、また新たなアイデア等を含めた中で十分な協議をしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、ここで委員会を休憩といたします。午後は1時からということによろしくお願ひしたいと思ひます。それでは休憩に入ります。

午前 1 1 時 5 9 分 休憩

午後 1 時 再開

中村博行委員長 それでは休憩前に引き続きまして産業建設常任委員会を続行いたします。それでは、日程8番、議案第127号山陽小野田市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について水道局より説明をお願いします。（発言する者あり）ちょっと待って、済みません。傍聴がありますので、許可したいと思います。それから水道局のほうよりパソコンの申込みということがありましたので、それも了承したいと思いますので、傍聴を入れてください。

(傍聴人入場)

中村博行委員長　それでは説明のほうをよろしくお願いします。

岩佐水道事業管理者　本日は水道料金の改定ということで各角度からの質問があろうかと思ひまして、今日は担当者を多くそろえておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。まず、私が概要説明をいたしまして、岡のほうから資料に基づいて詳細の説明をさせていただいて、再度私のほうから水道事業の現在の在り方、現状の話をしていただきます。ではまず、概要説明をさせていただきます。議案第127号水道料金改定に伴う給水条例の改正の概要について御説明いたします。

国内ほとんどの水道事業は、人口減少及び節水型社会の浸透に伴う料金収入の減少が進む一方、高度成長期までの水道拡張期に整備した水道施設の一斉大量更新期を迎えております。このため当市では、アセットマネジメントとして改めて全保有資産の洗い出しを行った後、老朽施設の更新と耐震化対策に必要な将来費用を見積もりました。結果、今後40年間で最低限必要となる費用は、総額248億円に上りました。これを平成30年度からの第二次総合計画に反映し、実際に施設整備を進めていく予定です。今回の条例改正は、今後必要となる施設更新と耐震化対策を行いつつ、水道事業会計の収支均衡を図るため、平成29年4月検針分からの水道料金を平均で15.18%値上げするものです。料金改定により、5年間で約9億4,500万円の増収となりますが、これは全て、施設整備費用に充当することといたしております。新たな負担を使用者の皆様に求めるに当たっては、使用者間の負担の公平性をとることを大前提とするとともに、世代間負担の公平性にも着目し、負の遺産を次世代に押し付けることのない制度設計を行いました。制度の詳細は、後ほど担当から説明させます。今回は、子や孫と共に支える、安心、安全、安定の水道システムを目標として、あとの世代まで、安心して当市に住み続けていただける、安全な水道システムの維持を第一の命題に、

使用者の皆様には料金改定をお願いするものであります。

岡水道局総務課課長補佐 それでは、議案と事前配布資料に沿って御説明いたします。説明は多岐にわたりますので、30分程度の時間をいただきます。長丁場になりますが、御容赦ください。まず、今回の改正では給水条例内の金額表示を消費税について総額表示から外税表示、税抜表示に改めております。議案が載っておりますA4の資料、こちらのほうの新旧対照表6ページ、6ページ以降に新旧対照表が載っております。こちらは旧料金が税込料金です。それに対して新料金は税抜料金となっております。比較するのが難しいので、事前配布した大きいほうの資料、A3の資料では全て税抜表示にしております。

それではA3資料、大きいほう資料の5ページを御覧ください。基本1か月料金の新旧を対照しております。基本料金につきましては一般用途の全口径を改定しております。改定率は改定水道料金のほうの基本料金の隣、ゴシック体で表記しております。基本水量については、7立米から4立米に縮小し、適用対象も口径13ミリ、20ミリのみとしています。これは、節水機器の普及と単身世帯の増加による使用実態の変化に合わせたものです。よって、13ミリ、20ミリについては、基本料金の改定率が他に比べて低率ですが、従量料金を含めた料金は、使用水量によって相当高い改定率となっております。

従量料金については、全ての口径を通じて統一単価としております。本来、料金算定上は、口径別の従量料金に差異は発生いたしません。現行料金は、水道創設期から続く家庭使用水の低廉化誘導の名残が残っているためです。今回は、新たな負担を全ての使用者に求めるに当たって、負担の公平性を大前提としているため、統一単価としております。

最低単価は120円から130円に値上げしております。第一段階の限度水量50立米は、一般的な家庭使用の大半がこの使用者群に収まるためです。これを超える水量については、小規模店舗や小規模の工場等の事業用使用とみなし、水量に応じて、第二段階195円単価、第三段階210円単価を適用します。なお、公衆浴場を対象とした洗湯用契約

は、該当事業者がありませんので廃止します。臨時と船舶は、もともと高負担であったため、今回改定の対象から除外しております。

これら値上げの背景と理由について、A3、同じ資料の1ページから説明いたします。資料は事前配布ですので、要点のみかいつまんで説明します。1ページ、文章の中ほどからですが、当市の水道施設は、高度成長期に集中的に整備した施設の老朽化が進み、平成27年度末現在、法定耐用年数を超えた施設が31.5%となり、将来的な水道システムの維持に大きな不安を抱えています。加えて、近年の大規模災害に備えた、耐震化等の新たな施設投資が必要とされる一方、人口減少や節水社会の浸透に伴う水需要の減少は、料金収入の減少に直結し、事業の維持自体が非常に困難な状況となっています。左下のグラフを御覧ください。給水人口と有収水量の推移です。平成27年度末現在、給水人口は昭和63年のピーク時、6万9,779人の91%相当、有収水量は昭和59年ピーク時、1,100万立米の67%相当となっております。これは人口減少に加え、節水機器の普及や多量使用者の減少といった、水需要の構造的変化が進んでいることを示します。有収水量の減少は、減収に直結いたします。右上のグラフですが、折れ線が収益を表しております。合併後、平成17年に15.8億円あった税抜き給水収益が11年後、平成27年度決算では約2.8億円減少いたしました。右手のページ中段からの本文です。人口減少等による減収の拡大と、更新、耐震化費用の膨張という二重苦は、一部の大都市を除いた全国の水道事業体が抱える共通課題となっており、近年メディアでも注目され始めています。このような状況下、危機感を抱いた相当数の自治体は料金値上げを実施したか、又はその準備を進めています。一方、国は平成26年度から新会計制度を導入しました。地方分権、地域主権の名の下に、公営企業の経営については、自治体の自由裁量が大幅に広がりましたが、反面、経営責任についても問われるようになりました。今後の水道事業は、合理化によるコスト削減を進めながら、中長期に係る経費を正確に見積もり、必要な料金改定を遅滞なく行うことで、施設の大量一斉更新期にどうにかソフトランディングしなければなりません。経営上の問題の先送

りは、有利子負債の増加のみならず、災害対策や安定給水にも支障を及ぼします。

資料2ページを御覧ください。(2)下線部からです。現在、管路の30%は法定耐用年数を超え、耐震化基準に適合しない管路は81.5%に及びます。当市ではいよいよ、老朽施設の大量一斉更新期に突入しました。このため、アセットマネジメントを行い、平成27年度末にその成果を取りまとめ、当委員会に報告いたしました。新市誕生以来の施設投資は平均で2億円から3億円です。ここ4年間は大型事業を行っておりますが、その4年以前は1億円から2億円で推移しておりました。それを前提に、下のグラフを御覧ください。黒い棒グラフが実際に算出された、施設更新需要です。40年間では横に伸びている下の矢印です。40年間では342億円の需要となり、単年度平均では8億8,500万円となります。これには、「ヒト、モノ、カネ」とも調達するのが非常に困難で、事業実施は不可能です。そこで、上の矢印、80年間499億円の更新需要を平準化することで、単年6億2,100万円の事業費が算出されました。グラフ上ではプラス側の白い棒グラフがその結果を表しております。実際の更新需要、黒い棒と平準化した白い棒の事業費、その累計差額がマイナス側に伸びている棒グラフです。これは事業の未実施を表しております。平成68年度末で、最大93.5億円が未実施となります。これは、そのまま施設の老朽度合いを示し、水道システムが抱えるリスク要因となります。単年6億2,100万円の投資水準は、あくまで必要最低限の事業費となりますので、これを先送りしたり、理由なく圧縮したりすることは、安全、安定給水とトレードオフの関係になることから避けなければなりません。今後、中長期の人口や水需要の変化を見ながら、施設の集約、長寿命化を模索し最大93.5億円の事業未実施を縮小していくことが、水道局に出された宿題と認識しております。

2ページ右手を御覧になってください。(3)水道料金の変遷について説明します。直近の料金改定は、消費税改定を除いて、平成21年度に行いました。これは新市発足4年後に旧市町間の料金を統一したもの

で、家庭用については比較的負担の少ない小野田市の料金に統一しました。これに伴う減収対応として、中口径から大口径について3から5%の値上げを行いましたが、全体的には値下げ改定、98.83%となりました。それ以前は、山陽町で平成14年度、小野田市では平成2年度改定であり、家庭用については実質、平成2年度から27年間にわたり同一料金水準を保っております。下の表の平均改定率は、全ての口径用途の平均改定率となっております。また、改定年度ごとの物価水準の参考値として、厚労省賃金構造基本統計の大卒男子の初任給を載せております。

資料3 ページ(4) 財政状況について説明いたします。新市発足以降の財政状況は、表面上は良好で損益計算書上は、11期連続して黒字を計上してきました。しかし、この間の建設投資額は年2億円から3億円に過ぎず、施設更新率は年1%に届きません。主な水道施設の法定耐用年数は、40年から60年であるため、毎年2%程度の施設更新を行わなければ、年次的に老朽施設が増加します。ここ数年の黒字決算は、施設の老朽化によって、減価償却費が過少に算出された結果計上されたものです。また、企業債残高については、料金収入の2倍から3倍以内が一定の目安と言われておりますが、平成27年度決算では3.36倍となっております。公営企業会計は少し特殊で、損益計算上は投資に係る資本的収支を除外して計算を行います。住宅ローンや自動車購入費用を除いた状態で、家計簿を記帳していることと変わらないため、ここでの損益黒字はさほど意味をなしません。先行投資は、損益内の減価償却費に相当する水道料金収入をもって、後年度に回収する制度、いわゆる補填財源制度ですが、これは適正な減価償却費が計上されて初めて成立します。ここで御注意いただきたいのが、減価償却が増えれば、損益収支は悪化します。つまり減価償却費が増えた分、それに見合う収入増が無い限り、先行投資を回収することはできません。本文に戻りまして、仮に、意図的に行うべき更新投資を行わないことによって、減価償却費、企業債利息を減らし、見せ掛けの黒字を計上することは可能ですが、水道システムを維持するためには、その分後年に急ピッチで投資を行わな

ければならず、施設更新のツケを次世代に押し付けているにすぎません。

下の収支実績の表を御覧ください。平成24年を例に解説いたします。単年度純利益4,500万円に対して資金収支は1億600万円のマイナスです。この年は資本的支出において、企業債の繰上償還を行いました。よって、企業債残高は前年度と比較して3億円減少しております。このように単年度純利益と資金収支、企業債残高の3点で、収支の推移を分析いただきたいと思います。今後の収支の推計については、右手の表になりますが、かなり要約しておりますので資料の15ページを御覧ください。現行料金を維持しつつ、単年度6億2,100万円の投資を行った場合でこの財政計画は作成しております。注目いただきたい項目はゴシック体にしております。見ていただきたい点は、計画年次としては4年次、平成32年度から当年度資金収支を見ていただいたら分かるのですが、資金流出が始まります。マイナスになっております。裏面を見ていただいて、裏面の最初です。平成39年度から単年度純利益の欄ですけれども、単年度マイナスになっておりますので単年度欠損金が発生いたします。赤字です。この年の資金収支はマイナスの5,079万円、企業債残高は料金収入の5.5倍の63億6,000万円で会計上は破綻状態です。平成45年、下から三番目の数字です。内部留保資金が底をつきます。マイナスになっております。運転資金として一時借入れを行わないと、工事代金の支払い等に支障を来すこととなります。最後の平成68年度、下から二番目と三番目の数字です。資金不足と企業債残高が100億円を超え、水道事業単体ではもう対処することができなくなります。更に詳しく見ますと、15ページに戻っていただきまして、計画6年次平成34年の単年度純利益を見ていただきたいのですが、6,085万円の単年度利益が出ております。しかし、これには非現金の収入が含まれております。上から4番目、小さい数字ですけれども、長期前受金戻入、非現金収入が含まれておりますので、これを差し引きますと実質収益的収支ではマイナスとなります。このように財政破綻を避けるためには、水道事業全体のコスト削減が必須で当然進めなければなりません。しかし、それだけでは248億円といった巨額の資金を捻出する

ことは不可能で、やむを得ず今回料金値上げを使用者の皆さんに願うするものです。

資料4ページに戻ってください。今回の料金改定について説明いたします。本文中3行目くらいからです。水道事業は、料金収入を主な収入源として独立採算が義務付けられており、これら施設投資の財源確保のためには水道料金改定が必要となります。施設更新を先送りするか、長期借入れの増額によって、数年間は表面上の損益収支を整えることは可能ですが、それは親世代の負担を子や孫世代に押し付けているにすぎません。仮に施設更新を先送りした場合は、その間の修繕等の維持管理コストがかさみ、次世代はより多くの負担を、より少ない使用者で引き受けることとなります。安心して当市に住み続けていただける、つまり、子や孫が10年、20年後に市内に所帯を構え、更にその子供たちを生き育てていけるよう、水道システムの維持を第一命題として、今回、使用者の皆様は料金改定をお願いするものです。そこで、今回料金改定では子や孫と共に支える、安心、安全、安定の水道システムを目標に制度設計を行いました。国の生活用水低廉策と使用実態の構造変化によって、現在当市の家庭用水道料金では、原価の回収がなされておられません。口径13ミリでは80%、20ミリでは93%の回収率です。これは、家庭以外の大口多量使用者にその負担を頼っていることとなります。大口多量使用者の各企業は、競争力維持のため生産コスト削減を日々進めており、水道料金も例外ではありません。廃水再利用や中間処理プラントの低価格化も進んでおり、他都市では地下水の利用が拡大しています。大口多量使用者に頼った経営は、将来的に持続不可能なのは明らかです。仮に大口利用者1件が上水利用からほかの地下水利用等に切り替えた場合、一般家庭数百件分の収益を失うこととなります。水道は維持管理の時代に移り、使用者に対して、施設更新、耐震化経費の更なる負担を求めるに当たっては、可能な限り使用者間の負担の公平性をとるとともに、世代間の負担の公平性にも着目し、将来にツケを残さない料金体系を提案します。(1) 料金改定方針の下線部、「激変緩和の名目による段階的な改定は厳に慎み」とは、将来の必要経費は先ほど説明したとおりで

す。それを今の世代から公平に負担しようという趣旨です。後で具体的な例で説明いたします。その下、（ア）料金算定期間は平成29年度からの5年間とし、総括原価に資産維持費を算入します。（イ）資産維持費は、今後40年間の資金需要を各年度有収水量案分し、当初5年分を原価算入しています。これら総括原価を日本水道協会の水道料金算定要領に準拠して適正配賦しております。ただし、それでは一般家庭の値上げ幅が過大になりますので、右手のページ、（キ）小口径のうち生活用水とみなされる使用者群、1か月50立米以下については、基本料金、従量料金の合計改定差額を上限で1か月税抜1,000円以内に収めるよう、原価配賦に補正を加えております。その下、（ク）現在適用する使用者が存在しない特定給水制度はこれを改廃し、中口径から大口径使用者のうち継続して多量使用する者は、新たに責任水量を付加した割引料金を選択できるものとし、上水道の継続使用を促すことで、安定収入を確保いたします。具体的にはA4議案資料の新旧対照表3ページを御覧になってください。条例第29条第2項第2号にその内容を記載しております。5,000立米で3%、3,000立米で2%、1,000立米で1.5%の割引をするという形で条例を作っております。ただし、21条を御覧になってください。21条第2項のとおり、責任水量未滿の使用の場合でも、設定水量分の料金は頂きますので、全ての使用者がこれを選択されるとは限りません。あとはお読み取りください。A3の資料に戻ります。（ケ）水道局のコスト削減策として、職員定数の削減を行い総人件費の抑制を行います。平成40年度までに上水道会計職員を46人体制とする計画をしております。更に、企業債充当率を調整し、残高の縮減目標を給水収益の3倍以内とすることで、算定期間を含めた中長期の利息負担の軽減を図ります。（コ）国、県補助金ですが、当面、県交付金の「生活基盤施設耐震化等交付金」を活用する予定です。

資料6、7、8ページです。6、7、8ページにつきましては、総括原価の算出方法とその配賦について詳細に記載しております。資料8ページを御覧ください。一番左です。5年間の総括原価71億円を性質別に分解し、基本料金、従量料金に適正配賦しております。このたび、基

本料金の値上げが大きな割合を占めておりますが、これは要素として左から3番目のブロックの一番下です。資産維持費11億6,729万円を新たに原価算入し、その約4分の1が基本料金に配賦されたためです。そのほかについては、お読み取りください。

次は資料9ページになります。大変申し訳ございません、資料の誤植があります。グラフの凡例を示しているところの②市推計人口の次の括弧です。平成25年1月公表とありますが、これは平成28年3月公表の誤りです。その先の平成31年社会減ゼロと書いてありますが、それは平成37年の間違いです。その下③についても括弧内、平成31年を平成37年に訂正してください。それではこちらのグラフの説明に入ります。こちらのグラフは市の将来人口推計です。五つの推計値をグラフ化しています。一番上、①は第一次総合計画の推計です。平成29年度に6万4,000人の人口を確保することが目標値でしたが、残念ながら平成27年度の国勢調査の実績は6万2,706人ですので、既に下回っております。一番下、⑤の推計値、社人研推計人口と書いております。国立社会保障人口問題研究所による平成52年までの推計値を基に厚生労働省が算出した推計値です。40年後、グラフ上に数字がポン、ポンと入っておりますけども、右手から二番目に数字が並んでいるところです。40年後は3万7,464人となっております。これに対して、グラフ④、社人研推計封鎖人口ですけれども、こちらの推計値は先ほどの⑤から社会増減を除いた数値となっております。人口の流入と流出の差し引きプラスマイナスゼロとなる前提での推計値となっております。③の県人口展望、人口ビジョンですけれども、こちらについても社人研の推計をベースとしておりますが、それにいろいろな要素を加えております。平成37年度に社会減がゼロとなる形で推計しております。出生率につきましても平成42年に1.90、平成52年に2.07人に好転する前提で推計されています。②の当市の人口ビジョンです。県の人口推計がベースとなっております。県の人口推計をベースに、山口東京理科大学の効果や新規雇用創出効果等を加えた形で40年後、平成68年度には4万9,911人となっております。これら②から⑤の推計値

の中から一つを採用して、今後の財政計画を作成しなければなりません。②と⑤の間では40年後、1万2,447人のかい離があります。どれかを採用することになるのですが、少々不安はありますが、この中では一番希望的な、悪く言えば楽天的な予測値、②の市人口ビジョンを採用値としました。ただし、平成27年度国勢調査の実績値6万2,706人がありますので、平成27から平成31年までは、一定の補正を加えた上で、財政計画の基礎資料としております。

資料17ページ、18ページを御覧ください。こちらは、今回提案の115.18%の料金改定を実施した場合の財政計画となります。単年度利益は徐々に減少しますが、これは人口減による給水収益の減少と減価償却費の増加が主な原因となります。下から四番目の数字です、資金収支上は40年間の均衡を保ちながら、40年目、裏面の最後です。平成68年度末の企業債残高を33億円とし、給水収益の3倍としております。先ほど料金改定方針の説明の中で、激変緩和の名目による段階的な改定は厳に慎み、と言いましたが、それについて具体例で説明します。今、御説明した財政計画、資料の17、18ページと同水準の財政規律を保ちながら、激変緩和によって料金を段階的に改定した場合の資料が19、20ページとなります。平成29年度から5年ごと、約5%ずつ値上げした場合、表題のとおりトータルで120.8%の改定となります。つまり、激変緩和により徐々に値上げをした場合は、15年先の世代は今回改定案に比べて4.9%上乗せした負担をすることとなります。将来にツケを残さない、今回改定案との対比案として参考添付しております。

資料21ページを御覧ください。水道料金は2か月請求ですので、2か月の税抜料金での新旧比較表としております。真ん中の縦に羅列している試算水量ごとの料金を、旧料金、新料金、両サイドに記載しております。御注目いただきたいところは、罫線囲みの表のすぐ下です。これは、新旧の料金水準による各口径の総括原価の回収率です。具体的にみていただくと、現行料金13ミリのところを見ていただいたら、ファイ13と書いてあるところです。13ミリについては80.4%の原価回

収率、現行料金が80.4%ですけれども改定料金では92%となっております。一方、一番口径が大きい200ミリは今、使用する事業者がおりませんので、実際に実績が挙がっているのは150ミリが最高値となります。150ミリでは現行料金149.5%だったものを今回の改定で、125.9%としております。これは使用者間の負担の公平性をとるよう、今回の改定で可能な限り各口径とも100%に近づけるよう制度設計を行ったためです。このページの一番下、ちょっと小さい字ですけれども特定給水契約を選択した場合の割引料金適用後の料金を載せております。更に、裏面22ページ、左手の現行料金は同じですけれども、改定料金のほうの試算のところの数字、これは改定による差額を載せております。幾ら値段が変わったか、改定料金から現行料金を引いた数字を載せております。あとはお読み取りください。

資料23ページです。県内14水道事業体の料金を比較しております。口径13ミリ、左手の上を御覧ください。先ほどの人口ビジョンの説明でも説明しましたけれども、出生率上昇を目指す当市の人口ビジョンに沿って、世帯人数が4人以上の世帯に過度な負担を求めることがないように、2か月料金で60立米使用、一番グラフの上ですね。60立米使用では、近隣の宇部、山口市よりかは若干安い料金となっております。この60立米を超えますと、ほかの事業体よりかだんだん安くなるという料金体系にしております。61立米から県下7番目になる予定になっております。一方、主に基本料金を今回値上げしたため、使用水量が20立米、40立米使用の場合は、県内では上位の料金水準となっております。A3の資料の説明は以上です。

A4の議案資料、中ほどの新旧対照表を御覧ください。先ほどまで説明した料金改定について、条例上で必要な改正を行っております。同時に、従前の表現が適当でない字句を修正するとともに、消費税に関連する金額を内税表示から外税表示としております。更に、新旧対照表2ページ、条例第17条第4項では、水道メーターの計量限界値を常に超える使用者に、その増径を指示できるものとしております。その指示に従わない場合は、新旧対照表6ページになります、第40条第1項第4号

のとおり、給水停止することができるよう改正いたします。これは、料金値上げによって、各使用者に応分の負担を求めるにあたって、使用実態と異なる口径区分で、不当に安い基本料金が適用できないよう、先ほどの指示に強制力を持たせるものです。以上が給水条例の一部改正に関する説明となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

岩佐水道事業管理者 資料に基づいて岡のほうから、特に財政面につきまして説明しましたが、私のほうから今の説明以外のことを申し上げたいと思います。水道料金の値上げをする前に人件費の削減とかの経営努力をいたしました。更に補助金、交付金、先ほど説明がありましたように活用することによって、30%の値上げになるところを今回15.18%にしております。内部努力をしたということを申し上げたいのです。二つ目が、水道事業会計は収益的会計、3条会計と資本的会計、4条会計の相関関係を直視して判断しなければなりません。そうしますと決して黒字ではないということがお分かりになると思います。今回は水道料金というのは経済性と公共性のバランスを見ながら行いますが、今回は経済性を重視する方向に転換をいたしております。3つ目は決算のときに申し上げましたが、現在借入金残高が43億6,000万円あります。これに対して積立金が約9億円でございます。先ほど申し上げましたようにアセットマネジメントの結果による更新需要は毎年6億2,000万要るわけでごさいます。その財源確保が必要になってくるということで、水道料金の値上げのお願いでございます。4つ目がそれをしませんでした水道施設の更新を続けていきませんと管路の老朽化によります漏水が多発して断水が予測されます。かえって市民に迷惑を掛けるのではないかと感じております。5番目です。これはあまり言われていませんが、厚生労働省は水道事業を所管しております。平成27年度予算は国家予算の3分の1弱を占めます。30.3兆円ございました。ところがこの省は健康医療、子供子育て、福祉介護、年金、雇用労働というところに予算を使われておりまして、健康医療の中の組織として実は水道課があるのです。水道課は先ほど言いました30.3兆の予算のうち0.08%

の241億しかないわけです。つまり予算を大変持っていない課だということですから厚生労働省の職員というのは独立採算で行うことが原則である水道事業に限界が来ていることは知っておりまして、また補助金が大変厚くて高い壁があるのですが、このことも承知をいたしております。しかしながら予算獲得ができないので、その問題が解決できておりません。そこで平成25年に発足いたしました水道事業促進議員連盟が予算の獲得の頼りとなっております。そこをお願いすることによって、先ほどの岡が申しあげました交付金を頂けるようになったということでございます。それと、水道水にはできるまでに実はコストが掛かっております。御承知のように、雨が降って、川に流れ、ダムにせき止められまして、導水管で水の工場である浄水場に水を引きまして安心安全な水となるまで検査され、送水管で各配水池まで運ばれて配水管により各家庭に水道水として供給されることになっております。その管路、施設管路整備投資が必要です。更にそれを運営管理しなければいけないということで大変コストが掛かっておるということでございます。八つ目に、水道も電気ガスと同じようにライフラインを担う公共料金でございます。別紙に水道料金と電気ガスの比較を付けておりますが、水道が一番安いのですが、水道は余りにも身近な存在となっております。使用者の中には水は天下のもらい水、蛇口をひねればすぐに水が出ると、水も空気のように当然なものとして認識されております。そういう中で水道料金の改定というのは大変難しいところがあるのは承知いたしております。今回可決いただきましたら、市民には2月号の市広報に特集を、今のところ2ページから6ページ割いて紹介し、また水道局のホームページで随時配信したいと思っております。以上、説明を終わります。

中村博行委員長 はい、十分な説明を頂きましたが、これについてまず質疑を求めます。

杉本保喜委員 これで一番気になるのは、今、宇部との連携でいろいろとやっておりますよね。この辺のところがこの改定の中にどのような形で織り

込まれているのか。いや、全くそれは別だと言うのか、その辺りの回答をお願いします。

原田水道局次長兼総務課長　まず、広域についての御質問ですけど、今、宇部市と山陽小野田市で広域の協議をやっておるところでございます。これにつきましては、検討委員会を数回重ねまして検討しておるところなのですが、この水道事業の広域につきましてもこの山陽小野田市が誕生したときのようにそれぞれの事業体がきちんと独立した財政状況で広域化をすべきものだと考えております。そのためにはやはり、それぞれの水道事業体が自分の足で立って歩けるようなきちんとした財源、事業計画を持って広域を進めるものだと思っております。今後この広域化についてですけど、行うに当たりましては当面すぐにできるというものでもありませんので、まずは自力でそれぞれの水道事業のいろいろな更新事業等もやっていける財源確保をすべきだろうということで考えてこのたびの料金改定をしております。実際にこの広域をするに当たりまして、どれだけの費用対効果が出るかと言いますと、基本的に今、宇部市、山陽小野田市で厚東川水系の中に三つの浄水場がございます。この浄水場の統廃合を今検討しておるところなのですが、この浄水場の統廃合をやった場合に、三つあるものを二つにするとか、もしくは三つを一つにするということも考えられます。ただし、それに当たりまして様々な工事が必要になってくる。例えばポンプを新たに設置しないといけないとか、新たに管の増径をしないといけないとかそういったことも起こりますので、初期投資としてはかなりの投資が必要になってくるということになりまして、実際には三つの浄水場を統合したとしても、最初の40年間ぐらいは更新しても統合しても同じぐらいの費用が掛かるという形になります。その後、次の40年後以降、更にまた更新をするときになりまして、初めて三つある浄水場の更新費が全て掛かるのではなくて、それが二つ分で済むとか、一つ分で済むという形になりますので、特別この40年間という視点で見たときにはほぼ事業費には変わりがないという形になります。それからもう一つありますのが、いろいろな人員

と再編等による効果がございます。これにつきましても最大でいいますと約1億1,000万円の効果が出ます。施設の共同化とかレベルの低いものになりますと本当に今の何千万とかそういったレベルにはなるわけですが、これも将来的に見た場合に、両市で今後事業統合してその料金改定をした場合と、現状でそれぞれの市が水道事業をやっていて料金改定をすることで比べますと若干料金改定の率が下がる程度ということになりますので、大きく変わるわけではないということで御認識をいただけたらと思います。

杉本保喜委員 今の説明を聞きますといわゆる宇部との今いろいろ話をしているものについてはほぼ駄目だというような感じに聞こえるわけですよ。要するに合併しても合併しなくても将来は変わりませんよというようなことであるというような結論が得られて今回に至っているのか、その辺りが我々にしてみると見えないわけですよ。要するに宇部との共合の中で見えるものが見えてきたのかというところがまず大前提になるのではないかと思うわけですよ。その辺りはいかがでしょうか。

岩佐水道事業管理者 基本的には各水道事業の、宇部は宇部、山陽小野田は山陽小野田市でその採算があるかどうかをしっかりと把握するということが一つです。だから各事業体はそれぞれの事業計画を立ててやっていくという、その中に水道料金を上げるというところと、そうではないところがあると思います。それと広域というのは別の次元の問題なのです。その中に問題があるのが、いつも私が申し上げていますように、山陽小野田市は上下水道があつて、宇部市には下水も一緒ですよ。それで山陽小野田市には工業用水があるけど宇部市にはないですよ。今回は厚東川水系だけど我々には厚狭川水系も持っているのですその辺を考えてくださいねということで今進めています。それで前提が広域だからということではなくして、各自治体がちゃんとしておかないと合併して御迷惑が掛かりますよ。お互いに。それで一応、両方が更新需要を出しています。それは広域のときに資料でお出ししまして、宇部が700億ぐら

いかな、更新需要が700億ぐらいで、我々はそのときは300億だったのですが、実際にやってみたら400億掛かると。そういうものをお互いに出し合いながら将来の広域に向かっていかなければいけないということですから、今回の水道料金は宇部の広域をにらんで出したということではありません。山陽小野田市の水道事業の将来を見据えて先ほど申し上げましたように、ツケを後世の世代に回さないようにしようと。それで27年間ぐらい上げておりませんのでその辺を家庭用については、このたび御迷惑を掛けるような改定になっているということでございます。

山田伸幸委員　まずこの議案が出されたときに、いきなり出てきたという印象が非常に強くて、この間アセットマネジメントというのがなされてきたというのはよく分かっているのですが、水道料金の改定となるとかなり市民生活に大きな影響を与えます。先ほど出された資料でいうと、水道料金というのはその中でも小さいほうだと言われても、やはり削る努力がなかなか、この間、皆さんいろいろな努力をされて料金を抑えることをやってこられたのに、そういう努力が無になるようなことがいきなり出てきたなというのを感じざるを得ません。これが率直な感想です。人口の将来推計もいろいろと5パターンということでは言われたのですが、今、総合計画に基づいて人口定住や、あるいは人口増のための施策展開をこれからやっていこうという段階に入ってきておりまして、それに向けた議会からの提言も行われたばかりです。まだまだ新たな施策展開をしてそういった努力をしていこうというのですが、そういった総合政策部あるいは企画関係と今回のこの人口推計というのは、すり合わせがちょっと違っているのではないかと。やはりそういったこれから努力をしていこうということが反映されていないのではないかと。思わざるを得ないのですがいかがでしょうか。

岩佐水道事業管理者　詳しくは岡のほうで説明いたしますけれども、今、市のほうでは基本計画を作っていますよね。見直しを。それに人口推計がご

ざいますので、それを無視して、いわゆるインフラですからできませんので、それを尊重しています。だから企画の、先ほど説明したのを再度説明させますのでお聞き願いたいと思います。

岡水道局総務課課長補佐 再度A3の資料の9ページを御覧になってください。

少し詳しく説明いたします。右手に長く伸びている推計値の上でこのたび水道料金改定をする上で給水計画等々を立てましたけども、そのベースとなった推計は一番上です。市の人口ビジョンになるのですが、最後が4万9,097人となっている推計値です。②ですね。ですから新しい総合計画を立てる上でこの人口ビジョンをベースにいろいろな施策を上乗せした上でこの推計ができているものと思っております。ですから、出生率につきましても、2.07%に上昇するものと、いろいろな施策を通して。そして平成37年度には実質の人口流出がゼロとなるように、現状と比べれば大きく違います。最初に説明した⑤、一番下の推計値です。こちらは厚労省の外郭団体になりますが、人口問題研究所、国立の機関です。その名のとおり人口問題を専門に分析しております。将来の年金計画や社会保障等々の将来計画を立てる上でも基礎数値として採用される数字です。ある程度、信頼がおける数字だと思っております。そのほかに私どもでは推計する術がありませんのでこの数字がある一定の目安になるとは思っておりますけれども、当市の新しい第2次総合計画、いろいろな施策が盛り込まれるというのは重々分かっておりますので、その推計、市の人口ビジョンに準じた形で財政計画を立て、料金の制度自体もこれに準じて作っております。決して少なめで予測された数字から有収水量をはじいているわけではありません。ただし、参考になりますけれども、一番上の短いグラフ、①のグラフです。これが第一次総合計画で予想された人口推計です。平成29年には6万4,000人の目標値でした。実際、平成27年度の実績値は6万2,706名が国調の実績値です。そういった面も含めると、若干不安は残りますけれども、市の方針に従っていろいろな施策を加味した上で、その②を採用値として財政計画を立てております。

山田伸幸委員 4番と5番の推計については、話題になりました消滅自治体、これをはじき出すときに使われた数字だと思うのですが、この数字自体が大変問題があるということで、各地方自治体からクレームが付いた、そういう推計値であるということをもまず一言、言っておきたいと思えます。というのも、この推計値のスタート時点が、各地方自治体が行っている様々な施策というのを全く無視して行っていたために、はじきだされた数値と実際に努力されている数値のスタート地点が大きく違っていたという点があるわけですね。そういったことをまず一言付け加えていただいた上で、山陽小野田市がこれからどういう成長戦略を図っていこうかというときに、もし仮にこういった料金改定、値上げということがあれば、山陽小野田市の魅力を一つ削いでしまう。より住みよいまちづくりのその魅力の一つをそいでしまう大きな危険性があるということを指摘したいと思えます。じゃあどうするのか、さっき私たちが散々説明したじゃないか、分かってもらえないのか、というのは何か脅迫めいた、私は非常にそういう印象を受けたのです。やはりこのまちの将来をどうあるべきかということがそこには据わっていない。もう冷徹に数字だけ、法律だけがとうとうと述べられていて、これでもお前らは分からないのかという、そういう言い方だったと感じざるを得ません。宇部市との比較を非常に嫌がられているのですが、私たちの印象としてはやはりそういったことが念頭にあってこういった、特に独立採算ということを強調するが上でこうせざるを得なかったのかなと思わざるを得ないですね。先日から市民の皆さんともいろいろと御意見を交わす場もありましたし、直接全然別ルートでこの料金値上げの問題について知られた市民から、年金は減らされ、消費税がまた上がるという、それで今度この改定がされ、これはもう私たちの庶民の暮らしが全く度外視されたそういう中身じゃないかという御批判をいただいたところでもあります。やはりそういった面も考えて、これほどまでに先ほど15%と言われたのですが、大体、大方の市民が使われるような平均値で言うと、24%の値上げになるわけですね。そういったところからしてもや

はり今回の値上げはあまりにも大きすぎるものだろうと思わざるを得ないのですが、これは私の数字の見方というのは違っていませんか。

岡水道局総務課課長補佐 最後に御指摘のありました124%改定。確かに、40立米使用の場合にはその数字です。全く御指摘のとおりでございます。先ほど料金改定方針の中で説明いたしましたけれども、その幅をなるべく少なくするために、改定率ではありません。改定率でいきますと国策によって今まで公衆衛生とか伝染病とかの問題で水道創設期から始まった家庭用水を格安に設定して、その普及を進めようという国策がありました。その名残が山口県では強く残っております。家庭用使用が格安に設定された当時の流れが今なお山口県では残っております。近隣の地域ではちょっと特異な料金体系になっております。料金の全県の平均の、全国平均との比較、他県との比較から言いますと、料金は高いほうから34番目から37番目の間に家庭用水については当てはまります。その下は四国が2県ほど入っておりますけれども、あとは東京とか神奈川とか大都市圏、大阪も入っております。そういうのを含めても高いほうから34から37番目という形になっております。それで平成27年度決算時の契約数、口径の13ミリ、20ミリ、いわゆる家庭用と想定される契約数は全体の97%です。これから先240億の工事をしなければならぬところで、どこかを上げなければいけない。全体の97%のところにある程度手を付けなければ、ほかの残り3%のところを3倍とか4倍にしても追いつかないのです。一番数が多いところに申し訳ないですけれども手を入れないと施設が更新できないということで御理解いただきたいと思えます。

山田伸幸委員 ではお聞きしますが、その3%のところの料金収入というのは全体の何割になるのですか。97%のところの収入、料金でいったら幾らになるのですか。

岡水道局総務課課長補佐 資料の11ページを御覧になってください。小さい

字で申し訳ありません。実績値が一番左手です。平成27年度、これは決算値です。口径の13ミリ、20ミリの収益が全体収益の58.6%です。残りがその他の事業用の口径となりますけれども、加えて先ほど説明しました二重になりますけれどももう一度御説明いたします。21ページの原価回収率を説明したところがございます。四角囲みで記載されているすぐ下です。参考、原価回収率と書いております。平成27年度の原価回収率が80%、13ミリについては80.4%、20ミリについても92%。それに対して中口径以上は140%程度の原価回収率です。要は家庭用で回収できないところを中口径以上で負担してもらっているということです。今回、中口径以上も値上げはあります。ただ、負担の公平性というところを見ますと、どうしても更に中口径、大口徑に過度な負担を掛けるわけにはいかない。要は先ほど申しましたように、地下水に切り替えられたり、中間処理プラントで排水の再利用をされたりしますと、ひいては家庭用にまた負担が覆いかぶさってくるということになります。企業につきましては雇用も確保してもらっている形もありますし、今後新市の人口ビジョンでは新規の雇用の創出というのも見込まれております。過度にこの中口径から大口徑に更に負担を求めて家庭用水の低廉化を図るということは、将来的にその経営モデルが維持できないと考えておりました、家庭用については非常に迷惑が掛かるような料金改定案となっております。

山田伸幸委員 口径ごとの県内比較を見ていくと、決して本市の料金が高すぎるわけではなく、しかも今回の改定ではほとんど影響がないと見てとれるのですが、その見方は間違えておられますかね。

中村博行委員長 23ページ。

岩佐水道事業管理者 山田委員、大口徑のことでしょうか。（「そうです」と呼ぶ者あり）大口徑のところですね。では説明させます。

岡水道局総務課課長補佐 大口径につきましては、他都市との比較というのが、まず表を見ていただきたいのが、口径40ミリのところは、美祢市は考え方から除いてください。これは6,000立米までが基本水量に入っておりますので比較になりません。6,000までは使っても使わなくてもここまで取られますので、口径40ミリは6,000ほど使う契約者がなかなかいないもので、実際1,000と2,000で比較しております。比較した場合に中口径以上については、他都市よりかは安いようなところもありますし、大体同列とか県下一位のところもあります。ただし、これは利用を例えば2,000立米利用した場合、6,000立米利用した場合と限定しております。比較する上で。ただこの基本料金については、40ミリ以上の基本料金の今回の設定は西日本で5番目ぐらいになります。それで、実際6,000使う企業がたくさんあるかと言われますと、それほどないのです。40ミリとかになりますと公民館とか、一時的に多量使用が想定されるところも入っております。ですから日頃の使用水量は100立米に満たないというようなところも入っています。ですからこういう区切りで比較をしておりますけれども、基本料金だけを他都市と比較すると県下でも突出した基本料金を設定したという形になっております。

岩佐水道事業管理者 23ページのところの一つの見方を、いわゆる県内が全部同じような条件ではないということを説明いたします。一つは地形的要因、自己水源なのかという問題と財政的、補助金が繰り入れられる要素があるところ。それと施設の老朽化です。当市の場合はダム費用だとか浄水場の配水コストも高いということでございます。ちなみに岩国市は基地の補助金があります。長門市、美祢市は退職金が一般会計で負担をいたしております。長門市、美祢市、萩市、柳井市は営業収支が赤字でございます。それと7事業体は自己水源、つまり受水費を払わなくていいところが、下松市、長門市、萩市、光市、防府市、美祢市、山口市です。下松市が安いのは大きな一企業が有収水量の半分を持っているということですので、それぞれ事業環境が違うので比較は一つの参考にし

かならない。その中で各市の水道事業がそれなりの背景の下に水道料金を設定していると御理解いただきたいと思います。

岩本信子委員 説明を聞いていると値上げをしなければならないという危機感
は、本当におっしゃっているとおりではないかなと思うのですが、一つ
聞きたいのが現状ですよね。今、貸借対照表とか損益計算書、それから
製造原価計算書、そういうのはまず存在しているのですか。どうですか
(発言する者あり) 当然出ているのだと思うのですが。

岩佐水道事業管理者 決算のときに、決算書等を見られましたら、損益計算書、
貸借対照表、キャッシュフローも付いておりまして、それがないと、一
般会計はそれがいいですけども、岩本委員御承知のように現金主義では
ございません。発生主義でございますから、その中になかったのが実は
資産管理がなかったわけですよ。資産管理がなくて今まで将来計画を作
っていたから、それはやっぱりおかしいねと、現状の水道局が持っている
資産、管路だとか施設をどれだけ持つのか、やっぱりしようねという
ことで2年半掛けてやったわけです。そしたらアセットマネジメントの
結果がそういう結果になりましたので、それと今、私どもが持っている
預金が9億しかなくて企業債が43億あって、毎年6億2,000万円
ずつしていかないと、これはいわゆる漏水における断水が起きてくると。
子々孫々に御迷惑が掛かることだから、今のところでやらなくてははいけ
ない。実質は先ほど言いましたように27年間水道料金を上げていませ
んので、本来ならそういう努力をしなければいけなかったのでしょうけ
ども、いろいろな過去の事情は分かりません。しかも、岩本委員がおっ
しゃったように企業努力をしてそれだけ頑張ってきたじゃないかとそ
のとおりです。企業努力について、あとで次長のほうから説明させます
けど、企業努力をしてきて、国、県に補助金も随分、私もらいに行く努
力をしました。それも入れるようになりました。あと、40年間の資産
計画を作ったら補助金をもらえるというのは岡に説明させます。つまり、
今までの企業努力は次長に、そして40年間のいわゆる将来の財政計画

を作って変化に応じて対応するというのが一つの経営の手法ですから、今までがそれがなされていなかったのです。それで今回やりましたら、資本単価という、あとで説明しますがそれを超える補助金がもらえるようになったということが30%上げなくて済んだということで、ちょっと説明させます。

岩本信子委員 では、製造原価計算書ができているということで、これは毎年、毎年できているわけですね。私が今伺いしようと思っているのが、今から説明されるとは言われましたけれど、経営努力をされているということで今までやってきたと。その例えば数値化されているものはあるのですか。経営努力の。私は経営努力、経営努力といろいろ言われますけれど、やはりそれなりの数値化をされて、そしてここまでのからだから水道料金を上げますよという数値なるものがなければ、委託にしました、集金をこれにしました、それから人数を減らしましたとか言われるよりも、そういうものが出てくるのかどうかをちょっとお聞きしたいのですが。

原田水道局次長兼総務課長 それではそういった経営努力、特に経費削減に関わるところでございますけど、これまでの水道局の取組等を御説明させていただきたいと思います。ざっと言いますと、人員の問題、それから財政的な問題、それから事業的なものと給与関係というものになります。
(発言する者あり)

中村博行委員長 先に聞きましょう。

岩本信子委員 ちょっと、説明聞くよりも数値化された資料が欲しいのですが、それは駄目ですか。

中村博行委員長 それは今から言われるかもしれないから。

原田水道局次長兼総務課長 では数字を中心にさせていただきます。まず、人員のほうは今現在山陽事務所というのが合併当初ございました。これを廃止しまして、その結果職員1名、臨時職員1名、それから庁舎の占用料等で年額1,000万円減額しております。次に財政につきましては、集金制度。収納事務委託というのをやっておりましたけど、これを平成21年10月に廃止いたしまして、委託者が16人いたのですが、結果として年額1,150万円減額になりました。また、検針の完全委託化。これについては嘱託職員でやっておったものを委託化いたしまして、年額150万円の減額、それから電力料金契約の見直しです。これは若干年度によっては料金が、送水量等が増えると上がるときもあるのですが、これまでは最高では323万円の減額でございます。次に物品購入で、浄水場で使います薬品です。凝集剤でパックというものがございまして、これの入札の見直し等をやりまして、年額で353万円減額。次に物品購入です。水道水に入れます殺菌のための塩素です。これの入札の見直しで年額が高天原、鴨庄浄水場含めまして91万円の減額。それから公用車を1台減らしまして、車検代だけで7万円です。車の購入費用を含めればまた更に増えます。高天原浄水場に汚泥池がございまして、全て汚泥は産業廃棄物として処理します。これは重量でその処理費というのは決まってくるのですが、乾燥化すれば重量が軽くなって処理費も安くなります。そのために汚泥池を約2,800万円掛けて造りました。これによる処分量減額が最大年額で443万円。大体年額平均で400万円くらいの減額となっております。次に給与関係です。特殊勤務手当の見直し、これは平成22年5月でございまして、これによる減額が年額で136万円、それから企業手当の支給廃止によりまして、年額1,500万円の減額となっております。なおかつ将来鴨庄浄水場の運転管理一元化も予定しておりますけど、これを大体4,800万円くらい見込んでおりまして、トータルでは最大9,900万円、年額約1億円の減額を努力してきました。そのほかにも事業としましては工事の契約等の見直しをしております。こういったものもやりまして、更にプロポーザル等を導入したことによりまして約1,500万円の工事費用の減額

とそれから、これは財政当局のほう为国からの…（発言する者あり）起債の繰上償還が2億5,000万円という効果が出ております。

中村博行委員長 それから、ちょっと待って。それで岡さんのほうから何か言われるということがありましたよね。それは内容的には細やかなことですか。（発言する者あり）今、言われた（発言する者あり）それも全部上がっていると思いますので、資料を具体的に全部書ききれないという状況で、確かにそれだけのものはされたのだということでもありますので（「資料外についての話がある」と呼ぶ者あり）資料外、それはそれでまた資料を。

岩本信子委員 今の努力されたことは分かります。水道料はずんずんずんずん有水量って減ってきているわけですよ。ずっと。だから当然そういう努力をされるのは当然ですよ。経営努力として。下がっているのだから。でも今からこの料金がだんだん下がってくる、料金これから上がっていかないと今からはできないですと言われるのであれば、それなりのもっともっと大きな努力が必要ではないかと思っているわけですよ。例えば今これだけしましたではなくて、過去5年間人件費はこれだけ落ちました。これが落ちましたとか、そういう経費的なもの。先ほど言いましたように製造原価計算書、それができれば、製造原価計算書ですよ、分かりますよね、原価計算書。それができれば製造に幾ら掛かったというのが大体出るからそれに対して努力されたというのが出てくると思うわけですよ。だから先ほど言いましたように、そういう何ぼがこのくらいになりました、年間約1億ぐらいですと言われるよりもきちんと数値化して過去5年間、人件費はこれだけ下がっています。人数はこれだけ下がっています。そういうものをきちんとした資料として出してもらわないと私はこの水道料金を今、上げる、上げると言われても大変です、今からできないですと言われても、過去水道局がどれだけの努力をされてきたかというのが何にも見えていないというか、今言われたことしか分からないし、それは数値化されていないというところにやっぱり問題

があると思いますので、お願いします。そういう資料を作ってください。

岩佐水道事業管理者 今、次長が言ったのは、数字のトータルを説明いたしましたので、それは今までやってきた企業努力です。しかもいわゆる企業債の繰り上げ償還もできる限りの努力をしてきて、将来もやっていこうという中でそれに限界が来たということと、後で説明しようと思ったらいとおっしゃるから補助金をもらえるようなものを二つ努力したわけですね。当然補助金というのはチャンスがあれば取りに行くのは当たり前なので、それを取りにいった。しかも40年の更新需要をする、つまり先ほど御説明しましたような財政計画を作りますと12、13年ぐらいから資本単価の変更で補助金がもらえるわけですね。それもちゃんと載せてございますので、そういう努力をしたけれどももう限界がきているので水道料金のお願いをしたいということです。今までは先ほど岡が説明したように大口に負荷を掛けていたので、全体の97%あるところに今回はお願いしようということで全体の公平性を保とうということでございます。

岩本信子委員 いろいろ言って、今までの集計だと言われましたが、製造原価計算書は出ますよね、毎年、毎年の。それは済みません表にして出していただけたらと思いますので、よろしく。（発言する者あり）製造原価計算書はないですか。それはなければ、貸借対照表と損益計算書ができたらできると思いますけど、製造原価計算書は。

岡水道局総務課課長補佐 決算書は法定で義務付けられたものを添付しております。損益計算書、貸借対照表、最近変わったのですがキャッシュフロー計算書。ほか製造原価計算書というのは、作成が義務付けられておりませんので、作成はしておりませんが、それに当たる給水原価、供給単価というのは毎年統計値で出しております。

岩本信子委員 給水原価、何とか単価をちょっと、もう一辺ちょっと説明して

ください。

岡水道局総務課課長補佐 給水原価と申しますのが、収益的費用、減価償却を含めたものを人件費等々も全て含めて有収水量で割ったものです。1立米当たりの原価。それが平成27年度決算値で151円です。供給単価、これは水道料金収入を単に有収水量で割ったものです。175.6円です。

岩本信子委員 済みません、決算書を私は見ていないから、帰ってからちょっと見ますけど、結局言ったら給水原価というのは有収水量が1立米当たりの原価が151円ということは、これに年間の有収水量を掛ければ年間の供給原価が出るという考え方でよろしいわけですね。それが上がっているか下がっているかということで私はいろいろと経営努力を見たいと思うのですが、その点はどうですか。有収水量で出されていますが。

岡水道局総務課課長補佐 先ほど申しましたように、減価償却費も算定根拠に入っていますので、例えば今年度配水池を作ります。10億円を超える資産が一気に増えますので、来年の減価償却費がぽんと上がります。ですから給水原価を見ただけで経営努力がどれほどなのか、仮に上がったからといって努力していないじゃないか。下がったからといってよく努力しましたねという評価にはならないと思っております。

杉本保喜委員 気分を一新して、29条に消防演習のために消火栓を使用した場合の水道料金を1回5分ごとに100円とする。以前は108円でした。それを100円とすると。この辺の背景、理由を教えてください。

岡水道局総務課課長補佐 消費税の表現を変えております。108円が税込みで、100円というのが税抜きです。別に値下げをしたというわけではありません。

松尾数則委員 私は今まで水道の説明をいろいろと受けまして、今までの説明の中で情報公開はきちんとします、透明性を上げて財政も全て表示しますといった説明があつて、立派な局長が来られたなど思っておつたのですが、この料金の値上げ、急な話で突然聞きました。平成29年度まではこの料金でいくという説明を受けていたと思うのですが、急にこの話になって、また出た説明が水道料金改定資料。水と電気代とガス代とを一緒にしてはいけませんね。そんなレベルを一緒にして判断してはいけないと思っています。もう少し深く考えていくべきじゃなかったかなと思っております。いつこういう話になったのか。料金を上げるという。

岩佐水道事業管理者 以前、松尾委員から29年ということ、それは前回作った総合計画に基づいてということで、今は将来の財政計画を作るときにアセットマネジメントをやっておりますのでということで、水道料金を私は上げないと言ったことは1回もありません。しかも本会議でもいろいろな質問をされたときに、公共性と経済性のバランスを取りながらやらなければいけないけど、その基になる資産管理ができていないので、それは今までそれなしに作ったのがおかしいので、それができてから検討するというような答弁をいたしております。それが2年半掛けてできましたので、できたら先ほど申し上げましたようにこれは今やらないと将来にいろいろなツケが回ると同時に今は老朽管がありますし、耐震管も大変比率が低くございますので、それに耐えられないということで将来に責任をとる時期だなど思っておりますので、料金改定をお出しいたしました。

山田伸幸委員 先ほど改定が認められたならば2月ぐらいから市民にというのはされたのですが、これは先にされたらどうですかね。

岩佐水道事業管理者 水道料金がどうあるべきかというのはいいのですが、額を入れたものを出しますと、大変混乱を来たすのではないかということで、あまりそういう手法をとっていないと私は認識しておりまして、そ

れよりも市民の代表である議員のほうにしっかり説明をして御理解を求めたいと考えておりました。

山田伸幸委員 議員の数は非常に少なく、議会としてそれをどうするかといったときには、もう議会報告会で市民の皆さんに説明をして市民と意見交換をするという場はあろうかと思えます。ですが、これさえもやはり非常に開催回数も現在、最大やっても6会場、それでなかなか集まりが悪いという実情もよく御存じだと思うのですが、やはりそういった以前なら市長を先頭にこういった市民負担といいますか、大きな財政負担が必要なときには説明を各校区で執行のほうにされていたわけですから、そういったことをまずしてからこちらに議案として出されても良かったのではないかなと私は思います。でないでないと議会がじゃあ全ての市民を代表するかといったら、そうでもないわけですよ。議決責任というのはありますし、実際それだけの権限もあるわけですが、しかし全市民を対象にというのは我々でもまだまだ足りていないと思っていますので、是非各校区を回っていただいて、混乱するというのは、私はおかしな表現ではないかなと思っています。やはり正直に市民の前にこういう値上げを検討しておりますということを言っていただきたいと思いますが、そういうことはできないのですか。

岩佐水道事業管理者 当然その手法を考えましたし、私も皆さんの議会報告会に出ております。これをやったときに私が混乱を起こすと申し上げたのは、水道料金を今日御説明したようなところをどこまでするかという問題が一つと、それから水道料金の妥当性、それからいろいろな背景を市民に御理解いただくには相当な時間が掛かります。それよりも議員が市民の代表だという私、自覚があります。つまり20名いたらその背景に2万人の市民がいるというような感じ方で、それ以外の周知徹底の方法がないということで、実は料金の設定が、どうなのかということをも市民に提示することのほうが混乱を来すとということで、可決をされましたら丁寧に御説明をしたいということで広報をお願いをして4ページか

ら6ページのものを出す予定にいたしております。過去には水がどのようにできるか、またコストが掛かりますよというようなメッセージは送ったことはございます。

岩本信子委員 このたび市民からいろいろと問合せがあったのですが、水道会計は黒字じゃないかと。結局最初のあれで黒字が出るじゃないですか。それなのに上げるのかとって、市民はそういう判断で言われてきたわけですよ。私は施設というのが一切入っていないから、ただ大福調で入ったお金と出たお金とで、ただ出ただけだから資産がどのように動いてそれが入っていないからそれはそうなるけど、本当は赤字ということは説明しましたが、そのところが全然市民には説明がっていないのです。その点をどうやって説明されていくのかということですよ。

岩佐水道事業管理者 恐らく私が局長になって会計の制度のおかしさ、それと3条会計で黒字と言っているのはおかしいですよと言いつけたわけです。分かりやすく言いますと、全国の中で東京、横浜等々、10%がいわゆる3条会計、4条会計が黒字です。そしてあとの10%は先ほど言いましたように、収益も赤字、つまり本当の赤字です。山陽小野田市、宇部市もそうですけど、3条が黒字です。そして、いわゆる4条会計、資本的会計は民間にないですよ。ないので、普通だったら一本だと分かりやすいのですが、3条だけが出て、新聞社も全部黒字、黒字と発表するわけですね。宇部市の場合だったらこの前は6億ぐらいだったかな、黒字ですと出てしまうのです。それが活字になって、しかも厚生省も同じように発表します。そうすると水道は黒字じゃないかという認識がずっと働いてきたわけですね。それは水道事業会計がもつ会計の特性であるのですが、それを言ってこなかったというのは、私は長い歴史でまずいなと思っています。だから私は水道局長になったときに会計を見ましたら、これは大変だなと分かります。だけどそういう見方をされないし、議会のアナウンスも、ある人は病院に金が貸せるのだからもうけているのではないかという言い方もされるぐらい、長い間何で御理解いただけ

なかったのか、何で発信しなかったのかと、齒がゆい思いをしているわけです。

中村博行委員長 ちょっと休憩を挟みたいと思うのですが、その前に。

岩本信子委員 だからこそ市民に対しての黒字じゃないかと思っている市民に対しての説明というのはすごく大事ですよ。上げる前に、ということなのです。どうですか。

中村博行委員長 一旦休憩しましょう。それでは3時まで休憩をとります。

午後2時48分休憩

午後3時再開

中村博行委員長 休憩前に引き続いて委員会を続行いたします。

岩佐水道事業管理者 先ほど岩本委員が3条と4条がよく市民に理解されてということなのですが、実はいわゆる企業の方は分かるのですが、この3条、4条会計が今度決算を見られたら分かりますけども、いわゆる4条の場合、補填財源、支出があってそれを補填する収入が本当は3条で稼いだものだとか、基金だとかそういうもので補填したらいいのですが、減価償却で補填するとか、そういう内部留保資金で補填するという形です。この内部留保資金というのは一般の方はお分かりになりませんよ。ですからいわゆる家計簿とちょっと違います。それで今まで御理解いただけていたら、私がいつも申し上げますように3条だけで黒字、黒字という発表はなされないはず。ところが厚生省も発表する。そういう発表は3条だけ見て黒字だということはずっと言ってきたツケが回っているわけです。つまりもっと早くその辺を解決して水道事業の将来をどうあるべきかという実態把握がなされていないと。これは国、県、我々

も含めて長い間国民、市民に発信をしてこなかったいろいろなツケが回っています。これは恐らく水道だけではございません。年金等々、将来にツケが回るような仕組みに問題があると、水道事業の一つの会計がその縮図だと御理解いただければと思います。

中村博行委員長　そうですね、いろいろと議論のあった中でまだまだ解決しないものもたくさんあるかと思います。今日につきましては結局先ほど原田次長からいろいろ企業努力をされた分で数字を上げられましたよね。そういったものを含めて資料を改めて出してもらって、審議をしたいと思うわけです。特に委員会からの希望なのですが、やはり実際に水道局のほうにも多分市民の方から電話なりが来ていると思います。実際私のほうにも今回、委員会の委員長でしょ、という形で本当にたくさんの電話、そしてお話を聞いております。先ほど局長のほうから議員が率先してというお話がありましたけども、やはりそれも本当に限られるわけです。非常に市民生活に直結する部分でありますので、委員会としても11月に出した直近の議会だよりの委員会レポートの中にも結局240億、40年というものも記載しました。しかし全然反応がないというのが実情です。ですからやはりこの分については十分慎重に進めていかないと市民の感情というのはなかなか大変かと思っておりますので、市民への説明会を含めたことも検討しながら、今日の審査というものにつきましてもっと具体的なそろえるものをそろえてという形で議論をしていきたいと思っております。

岩佐水道事業管理者　その資料は今言った企業努力の数値をちゃんと欲しいというのとほかには。

岩本信子委員　損益分岐点というものは、作っていらっしゃるのですか。大体表ができれば損益分岐点、どこまであったら損益というのがあると思えますけど、その点はどのように把握されているのですか。

岡水道局総務課課長補佐 先ほどのA3の資料を御覧になってください。15ページを見ていただけたらと思うのですが、料金改定無しの場合の資料です。いわゆる損益と言われるものは単年度純利益と示してあるところです。この表でいきますと15ページ中はずっと利益が出ているような状態です。先ほど説明しましたように平成34年は6,000万円の単年度純利益がありますけども、これはからくりがありまして、非現金の収入が入っておりますので、収益的収支でいわゆる利益としてキャッシュが生まれないという計算になります。収益的収支でキャッシュが生まれるのは減価償却費が非現金支出でありますのでその分だけという形になります。その下、資金的収入支出の差額を見ていただけたらと分かりますと思うのですが、5億円のマイナスです。それを減価償却費で補填しなければなりません。ですから当年度の資金収支は5,600万円の赤字という形になります。一般的に損益分岐点と言われるのは、先ほど申しました給水の供給単価と給水原価、原価を上回っておれば基本的にはもうけが出てくると。ただ、制度的に公営企業会計はそこでもうけを出して施設投資に充てる、もしくは借金の返済に充てるという制度になっております。ですから一般企業で言われるような損益分岐点という形、実際に分かりやすいような分岐点というのがないのです。投資と相関関係にありますので。ですから今まで、現状、うちの施設は老朽化が進んでおります。ちゃんと法定耐用年数以内に施設を更新できていればいわゆる減価償却費が適正に計上されるはずですが。その上で収益的収支がプラス、もしくはプラスの幅が過去の借金の返済分のみのプラスが出ておれば収支が、ちょうど均衡が保たれているという形になります。ただ、過去の投資を怠っていたというような現状から見れば損益分岐点と短絡的に言うのが難しいのです。このたびの計画でも40年後に93億の事業を残そうとしております。料金改定が通ってもなお積み残そうとしております。ですからその途中で損益分岐点がどこであるという短絡的な提示ができないということは御理解いただきたいと思っております。

岩本信子委員 例えば施設整備準備金とかいろいろその中であるのではないか

と思うわけですよ。今から更新していったり何だったりするの。今まで投資をしていないから、その分が上がっていないのだから正式な分岐点が出ないと言われるけど、今幾ら掛けなければいけないというのが分かっているじゃないですか大体。そしたらそれを年度割にして分岐点というのは出せないことはないのではないですかね。

岡水道局総務課課長補佐 基本的に公営企業会計は先ほどの収益的収支と資本的収支、全て含めてもうけを出さないような設計になっています。もうけては駄目というような、将来の設備投資に掛かる分を積み立てるみたいな形は許されておりますけれども、いわゆる一般企業における配当であるとか、いわゆる純然たる利益というようなものは計上できないような形になっておりますので、そこが一般企業でいわれます損益分岐点を越えた分が利益になるというような捉え方はなかなかできない会計になっております。

長谷川知司副委員長 一般市民の感情としては病院のほうにもお金を貸しているということで、水道局自体はそんなに困っていないという感じがあるわけですね。ところが急にこういう形で料金改定という案が出てきたときに、アセットマネジメントをされて将来的な面を見てやっているということは理解できるのですが、一般市民に私たちがそれを説明するというよりもやはり皆様方が説明して市民の声を聞かれることも必要かなと私は思います。

岩佐水道事業管理者 市民説明会をしては聞いていないのですが、それぞれ職員も市民でございますので、その辺の話は親戚、奥さん等々聞いてその辺の範囲ではやっています。それと先ほど資料を今日出したときにちょっと乱暴じゃないかと、水道料金はガス等と比較して安いという。あれはどういうことかと言いますと、電気やガスは、市民は電気というのは明るいし、電気の文化的利便性を受けるというのがあります。水道だけは先ほど言いましたように長い間、水は天下のもらい水だとか、蛇口を

ひねったら出るという刷り込まれたものがあるわけですね。ですから公共料金の中で水道料金を上げるとほかのものを上げるよりは敏感に反応されるということが言いたかったのです。下水もそうですけども、下水も文化的な要素があるので、水道より実は料金が高いのですが、その辺のところは水道よりも市民は敏感に感じられていないということで、これは長年水道のもつ刷り込まれた要素というのが大変強いなと思っています。そういうことで申し上げたので御理解ください。

岡水道局総務課課長補佐 他都市で同じような料金改定、将来の設備の老朽化を更新していこうというような形で料金改定をしたところで市民説明会等々を開いたところもあります。確かにありますけれど、なかなか反応が薄いというのもありますし、それと世代間の料金の改定に対する捉え方が違うのです。市民の中には例えば転勤でこのまちに来ていらっしゃる方もいらっしゃいますし、単身で要は期間的な契約でたまたまここに来られた単身者もいらっしゃいます。その方も含めて今の水道料金を上げたいと、今後40年先のために料金を上げたいということがなかなか理解していただけないということが他都市の例ではあります。それと、先ほど申しましたように、家庭用の使用が97%に及ぶと。残りが大口使用者になると。その負担の割合をどのように皆で割り勘していこうかという話になったときになかなか来月から水道代を500円、1,000円多くいただきますよという方が97人いらっしゃるわけです。ですから他都市の事例ではなかなかうまくいかなかったというのがあります。それで更にまだまだ意見の収集が必要であるというような形であれば仕方ありませんけれども、そういう事情も含めて今、小学生の子供たちも同じように水道代を負担していかなければならない。ただ、その小学生たちは市民の説明に出て意見を申し述べる機会がないということも分かっていたいただきたいと思っております。

山田伸幸委員 今の説明はよく分からないですね。何か自分たちが出たくないことを正当化しているとしか聞こえなかったですけどね。議会はどちら

にしても12月議会報告会でこの問題をやらざるを得ないわけですよ。恐らくどの説明会場でも立ち往生することが早くも予想されているわけですよ。今日のこの場に至るまでも既に多くの方からそういう意見が上がってきていますし、やはりそういった市民の声を無視して議会と当局だけでこれを進めていくのは非常に今の時代、こういった報告会を全くしない議会なら別ですけど、私たちもそれなりの責任というのがありますので、この問題については大変慎重にならざるを得ないということも、そちら側も是非理解していただいて、そのために是非、御自分たちでそういった場に出られて御自分たちで説明をするというようなこともあっていいのではないかと思いますよ。市長はこの間病院のときとか給食センター、あるいは火葬場なんかで市民のところを回られて市民の理解を得て、時には方針を変えられていますよね。そういったことがやはりいい姿勢につながっていくのではないかなと思います。

岩本信子委員 同じようなことなのですが、結局、今、水を買っていますよね。結構。水が出たときに誰が買うのと思ったときがありますよね。今頃は飲み水を買うのは当然、今言われたように水はあって当たり前みたいなところがあるからそういう気持ちがずっと残っていると言われますが、現に結構水を買っていらっしゃる方がたくさん私の周りにもいるし、うちも水道の水を飲まないで買っていますけど、だから意識的にはちゃんとした水を出そうと思ったらそれなりの費用が掛かるということを市民に理解していただくということは水道局がやってもらわないといけないことではないかと思えますよ。だから料金がどうこうという説明よりも、水というものがどれだけ生活に対して必要かというところが、認識がない、意識がないというのではなくてどう説明していくか、どうやっていくかというところの努力がいるのではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

岩佐水道事業管理者 水に対する努力というのは本当に怠っていると思えますよ。というのは会計制度のことも発信していないし、水がどうやって作

られるか、コストのことも言っていないし、水というのは実は施設は全部国民、市民の共有財産ですよ。共有財産を水道局が使わせていただいて、安心安全な水を提供している。だからそれに対して水道料金をくださいよという考え方をずっと言っていない。先ほど言いましたように公共料金の中で水は空気と同じようなものだという認識になってきたのです。本来は違いますよ。違うのですが、そういうことを今まで言っていないという長年の、これは国、県、私どもも含めた水道に関わる人の怠慢だと私は思っているわけです。だけどこれを許していたらどうなるかと言ったら、水道事業がここだけじゃありません日本中で恐らく成り立っていかないと思っています。じゃあ国は補助金を出してくれるのか。いわゆる戦後すぐに国策として腸チフスや疫痢がはやるから、まん延したから全部国策で税を投じました。実はそういうことをやってくれる時期に来ていますよ。更新需要があるのだから。それを今できないような状態なので、独立採算の原則を守ると水道料金を上げざるを得ないということです。ところが水道料金というのは長年の刷り込まれたところがあるので大変難しい。市民に説明するという手法もありますが、その説明の仕方が大変難しいわけですね。市民に説明する要素と云ったら水道展を開きまして、水道展の中で、市販のペットボトル1本の値段で水道でしたら200本買えますよとか、そういうことをしたり、広報に掲載したりしていわゆるコスト意識を発信しています。それでも不十分です。なぜかと言ったら長い間、していなかったツケと刷り込まれた部分が多いですよ。これを解決するというのは山陽小野田市だけではないです、日本全部がこの悩みにぶつかると思っております。それと、この次の資料の提供をしたいので今日お渡しした中で例えば分かりづらいところとかございましたら訂正をしたいので、併せて言っていたきたいと思っております。

山田伸幸委員 23ページの表が、数値がよく分からない。どっちが高いのやら低いのやらというのがありますので、これをもう少し明確にさせていただきたいというお願いがあります。

中村博行委員長 全部じゃなくてもいいやろう。口径。（発言する者あり）13ミリと20ミリとね。（発言する者あり）結局一つの棒グラフの中に三つありますよね。それが例えば一つ一つ、個々にというような形になるともっと分かりやすいのではないかなと思いますよね。比較表が。

山田伸幸委員 21ページの表ですよね。50トン以上は必要ないかなと思うのですが、その辺で分かりやすく作り直していただけないですかね。（発言する者あり）13ミリ、20ミリのところだけで。一般家庭で多いところというのはどのくらい使われるのですか。

岡水道局総務課課長補佐 一般家庭で多いところというのがそれぞれで100トン使われる家もあります。料金改定の話になったときに、一人暮らしのお年寄りがという話もあります。ただし、今の時代は節水機器が普及しておりますので、使用水量の多い、少ないがいわゆる文化的な生活につながっているかということ、ちょっと逆進的な面もあるのです。最新のマンションに暮らしていらっしゃる夫婦共稼ぎ子供無しの家の方が、老朽アパートに住んでいらっしゃる例えば子供が3人いて夫婦二人で5人家族というところの方が、水量が圧倒的に多いわけです。100トンを超えて使っていらっしゃる場所もあって、私が滞納整理を8年ぐらい前までしていましたけども、今の水道料金水準がいわゆる少量使用者を優遇しているような制度であるがゆえに、要は高い単価をずっと払い続けなければならない。それほど裕福な家庭ではないです。子供が運動部にいらっちゃって、赤ちゃんもいらっしゃいました。そのような家もありますので、一概に50トン以上は評価の対象としないというのはちょっと検討する上ではどうかと思いますので。

岩佐水道事業管理者 山田委員、これは小さいという意味ですか。それとも見にくいですか。（「見にくいし、これはなかなか説明を受けないと見方も分からないですよ」と呼ぶ者あり）

岡水道局総務課課長補佐 13ミリだけの表をグラフにせず、各県内の市の料金と1立米ごとの刻みで、200立米ぐらいまでそれぞれの横に比較できるように数字一覧表は作っておりますので、それが口径ごとにA3の一枚になるような形で提示するのはもう準備はできていますので、今日この後でもお配りすることはできます。

山田伸幸委員 できたら口径は、私たちの説明会で企業の方が来られたことというのはありませんので、13ミリ、20ミリのところだけでいいと思います。

杉本保喜委員 資料提供の中で将来についての数字等入れているのですが、この中で企業努力はどの辺りでどのようになるのかというようなところもどのくらい入っているのかが分からないですよね。将来に対する企業努力、経年変化がこの辺りでこのように、というようなのが全く我々素人に全く分からない説明。その辺りの将来に対する企業努力をどのように考えているかを見たいということですね。経年変化を考えれば、ほぼ出てくるはずですよ。

長谷川知司副委員長 今回の件は資料4ページでお宅さまのほうで出された料金改定方針、この中のケですかね。自分たちがどのように身を削っているということの説明をより分かりやすく数字とかで出していただくということですね。

岡水道局総務課課長補佐 財政計画15ページ、17ページ、19ページで職員の給与費については、人数は載っていませんけれども、給与費についてはその総額を、小さい字ですけど、載っております。その他の経費については、これから企業努力をしてという形の数字をお示ししたいのですが、その他の経費というのが、先ほども説明しましたとおり、施設の老朽化はなかなか止まらないので、事業費が限られておりますので、例

えば修繕費については減らしていくという形が難しいです。これから先、老朽化が現状から横ばい、若しくは若干増えていくような形であれば、漏水事故等が増えるでしょうから、希望的な観測で、実数をただ単に、鉛筆を転がして減らしていくというような形は避けたい。なるべく掛かる経費は実数で挙げたい。今までやってきた委託化とかいうようなものはある程度の形にはしていますので、これから先の計画に載せるというのがなかなか難しい。もっと何かメニューを出せということであれば、それを加味した形になるかもしれませんが、経費は最低限の経費を見積もっているつもりです、この財政計画上も。実績で言えば4年度前ぐらいの実績は比較できるようになっていると思っております。

岩本信子委員 他市との比較、5年間ぐらいの。そういうのは出ますか。できないというよりも、水道の形態が全部違うのだから、人数も違うし、何も違うのだけど、でも水道の料金の中にどれだけの人件費が、割合が占めるかということが私は知りたい。その辺の各市の給与費という部分の比較みたいなものは出ますか。

岡水道局総務課課長補佐 数字としては出せます。ただし、前提条件を全く提示せずに比較の数字だけを出してもよいのであれば簡単なのですが、先ほど申しましたように退職金を負担しない事業者もあります。例えば柳井市のように高いダムの負担金、受水費を払う事業者もあります。人件費が占める割合、経費に占める割合が正確に、いわゆる同種の事業だからといって横並びに比較するのは難しいですし、少し危険なような気がします。

岩本信子委員 それはそれで分かりますが、これが水道料金というものに人件費というものが、多分下松市、岩国市は水道料金低いですね。そういうものに影響してくるのかなとったりしているわけですよ。一応出してもらって、水道料金に対する人件費の割合というのは平均的なものでいいのですが。でもそれが大事だと思います、占める割合が、それぞれ

の水道事業の中で。人件費というのがどこでも、企業の中でも一番大きいのです。だからどこの水道局にしても、どのくらいの人件費が掛かっているのかというのは、それぞれの条件が違って、人件費の掛かった割合は知りたいから、その比較表を出してほしいなと思います。

中村博行委員長 総経費というか、総費用が違うから、人件費の割合が当然変わってくるということをおっしゃりたいのだと思うのですが、一応それは極端な数字で変わっていれば、こうこうこういう理由ですよということが分かるから、岩本委員はそういうつもりでおっしゃっているということなので、お願いしたいと思います。

松尾数則委員 基本料が変わって、7から4だったっけ。その辺のところは何で変わったのか分かる資料があれば。

中村博行委員長 基本料金。

松尾数則委員 例えば人口とか人の割合とか分かれば、そういう資料があればお願いします。

岡水道局総務課課長補佐 基本水量を縮小したことについての資料はございません。適当にやったというわけではなくて、基本水量というのは同じ水道業界の中では、もうなくしていこうという方向です。0トンで基本料金だけ払って、1トンから従量単価を掛けて払っていこうというのが、そういう流れです。ただし、今まで7立米まで使っても基本料金の中に入っていたものを、このたび4まで縮小しました。中には入院がちで、たまにしか家に帰っていらっしゃらない方もいらっしゃいますので、そういった形で基本料金だけ払う。ただし上下が余りないほうが良いという方がいらっしゃいます。あとは、半月で退去された場合には半月で計算します。4の倍数になるようにという形、2か月料金だったら8トンですから、4の倍数のうちでなるべく縮小していこうという趣旨で、こ

のたびは1か月4立米という形で設定しました。

中村博行委員長 今のことでお聞きしたいのですが、以前は7立方メートルで1,080円。改定では4立方メートルで1,198円。単純に金額だけで111%になっていますよね。これ7立方メートルで換算したら、これに130掛ける3が加わるのではないですか。その数字で比較すべきじゃないかという気がしたのですがね。111%にはとてもとどまっていないからね。ちょっと気が付いたのですが、その辺ちょっと説明してもらえたら。

岡水道局総務課課長補佐 7立米で比較という形になりますと、先ほど委員から124%という話がありましたけれど、今までこの7立米が限度だったもので、こういったら失礼かもしれませんが、一番格安なところだったわけですよ。7立米までは使っても使わなくても基本料金のうちですから、7立米まで使ったほうが得なのです。今回は基本水量が変わっていますので、改定率としては147%です。一番影響があるところで、13ミリで。

山田伸幸委員 実際に基本料金だけという方は、どの程度いらっしゃるのか。

伊藤水道局業務課長 割合から言いますと、基本料金内は11%くらいになります。

尾山信義議長 先ほど長谷川副委員長が言いましたように、これまで27年間やっていないと、これまでがずっと黒字であったというようなことまで言われている。そして、またその中で病院等にも融資をしている。そんな状況の中で、こうして一気に15%、24%という形の中での値上げを市民が、これだけ皆さん方が2時間掛けても、まだ理解できないものを、市民報告会10分くらいで説明できるわけがないですよ。その辺も少し加味して、もう少し分かりやすいような説明ができる体制をよく考

えてきていただけないかと思います。

岩佐水道事業管理者 会計制度のことも市民に言っていないし、黒字という報告が3条だけでしてきたし、そういうところが問題あるわけですよ。黒字ですよと書いていたのは3条が黒字ということなので、それは新聞報道していますからそうなのですが、実際は、先ほど言いましたように、自分のところの本当の預金と借金等がどれだけあるかとやったほうが市民に分かりやすいです。つまり、うちでいうと預金が9億円しかないのに43億円借りています。毎年更新事業をやっていかないといけないのが6億2,000万円あります。こんな会計は破産していますねという話です。どうしたらいいのでしょうかという話です。分かりやすく言うとそうなのです。そういうことを今まで発信してきていないわけですよ。今回発信できたのは、基本である自分のところの資産、皆さん共有の、市民との共有の資産がこういう状態になっていますよ。このまま放置したら将来の子供たち、孫たちに迷惑を掛けるので、今、上げなきゃいけません。だから値上げをお願いしたい。そうしませんと漏水が起きて、断水が起きたときは大変です。こういうのは経営する側が知って、それを何もしないというほうが、本当は無責任なのです。だけど、そういうことは議長がおっしゃるように長年やってきていませんで、今回、皆さんに二時間説明しても御理解いただけなかったら、市民はもっと理解もらえないと思います。だけど、それはこれからもずっとしなければいけないし、今までしてこなかった日本の水道事業の反省すべきところです。

山田伸幸委員 それは是非、国に向かって声を大にして言っていただきたい。もう一つ質問です。2ページのアンダーラインが引いてあるところで、現在、管路の30%は法定耐用年数を超えとあるのですが、この法定耐用年数というのは税法上の減価償却を導き出す、その法定耐用年数のことと判断したのですが、そのことと実際の耐用年数は違うと思うのですが、違っていませんか、私の考えは。

岡水道局総務課課長補佐 水道管路、先ほど説明しましたとおり、法定耐用年数は40年です。材質にかかわらず一律40年です。これは公営企業会法施行規則の中で定められております。要は同じ率で減価償却を行って、同じように、企業成績を比較しようというために定められているものなので、勝手に延ばしたり、縮めたりはできません。ただし、実際の使用は超えている管路はあります。掘ってみてもきれいな管もありますし、逆に耐用年数以内でも大分痛んでいる管もあります。アセットマネジメントでは、事業費が過大になっておりますので、この水道管路全般につきましては、耐用年数を局のオリジナルで80年に延長しています、実使用を。それでもこの事業費なのです。リスクは当然あります。ただ、水道管メーカーは100年鉄管とかいう形でアナウンスしていますが、材料が発売されて100年経っておりませんので、なかなか、うのみにするわけにもいきません。

岩佐水道事業管理者 これはすごく重要なことなので、山田委員がおっしゃった耐用年数は決まっているのですが、それ以上に使わざるを得ないというのが現状なのです。それと、山陽小野田市は御承知のように地盤が大変悪いところなのです。炭鉱の町であったし、海水等と酸性が多いところだったから劣化するところと、そうじゃないところが耐用年数だけではないところがあります。ですから、今回アセットマネジメントを行った。それと石綿管がまだ残っているのです。今年で最後ですけど。そういう状態がずっと続いていたということで、これも本来は計画的にやってこなかったからいけないのです。そういうことをしてこなかったから、今、全部しわ寄せがきているということですので、その辺は御理解願いたいと思います。

中村博行委員長 局長が就任されてから、この件についてはいち早く取り掛かれたと、山陽小野田市にとっても、そういったことは皆、理解はしているわけです。ただ、これを果たして市民へというのは、議長がおっしゃったように市民周知ということが、理解をしてもらうためには、いか

にするかというのが大きな課題だと思います。

伊藤水道局業務課長 先ほどの基本水量の割合11%と申しあげましたけれども、正確には14.6でした。訂正させていただきます。申し訳ありません。

中村博行委員長 今日はよろしいですか。そしたら、資料の提出を、明確なものを出していただきたいと思います。13日が予備日になっているので（発言する者あり）日程的には厳しいかと思いますので（発言する者あり）13日が予備日ですからね、12日も13日もあまり変わらないと思いますけども、非常にタイトなスケジュールということもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。今日の委員会はこれで閉じたいと思います。どうもお疲れでした。時間は10時。次回は10時ということで。

午後3時44分散会

平成28年12月9日

産業建設常任委員会委員長 中村博行